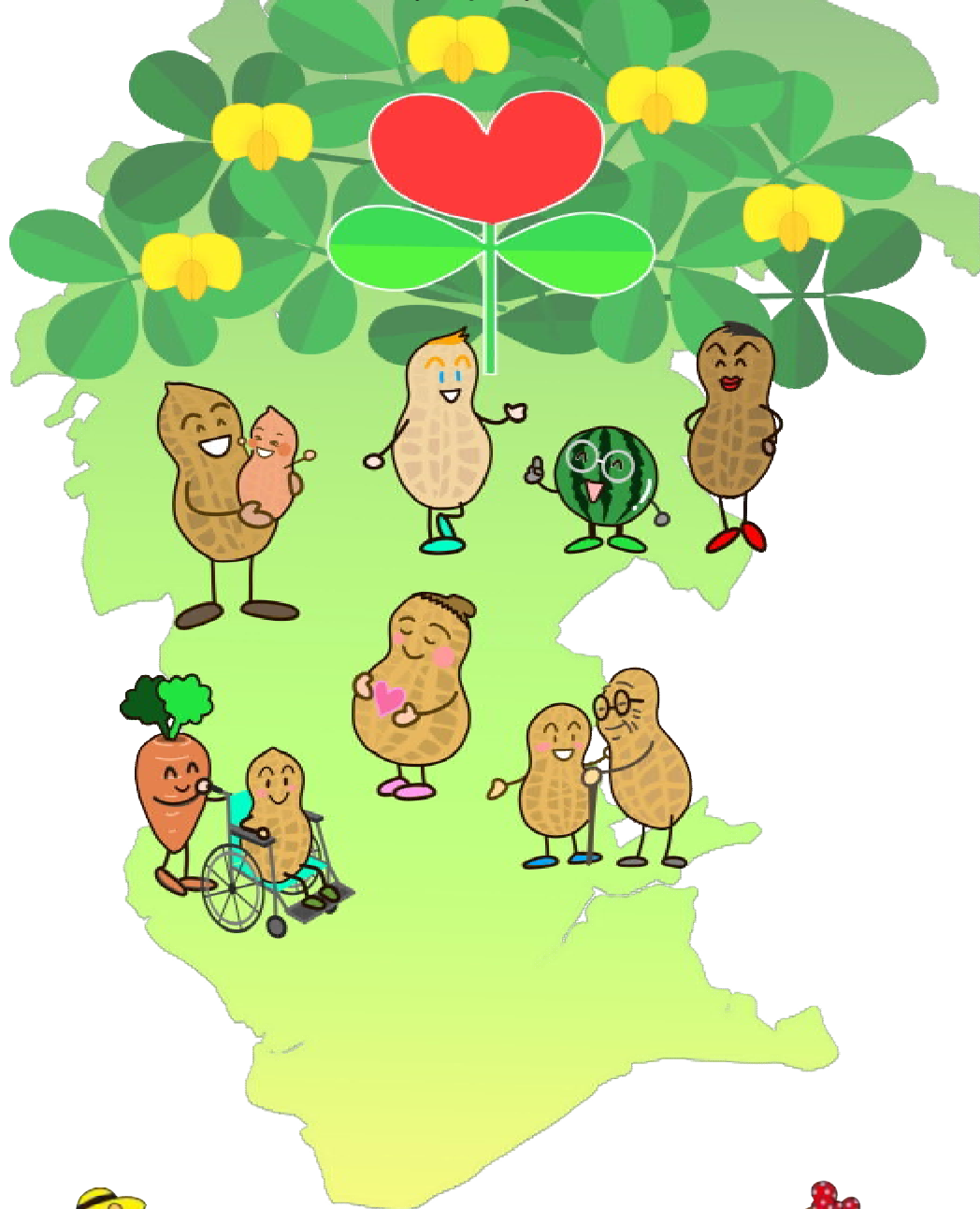


第 2 期 八街市教育振興基本計畫 (案)



八街市教育委員会



ごあいさつ

八街市教育長 浅尾 智康



目次

第1部 はじめに

第1章 計画の概要	6
1. 計画策定の背景と趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 八街市の目指す教育	8
1. 教育の基本理念	
2. 教育の基本方針	

第2部 教育を取り巻く環境

第1章 八街市における教育の現状と課題	10
1. 学校教育	
2. 教育環境	
3. 文化・芸術	
4. 生涯学習	
5. 青少年の健全育成	
6. 生涯スポーツ	
第2章 八街市の現状に関する各種データ	16
1. 人口	
2. 児童・生徒数	
3. 社会教育施設・社会体育施設の利用者数	

第3部 具体的な取組

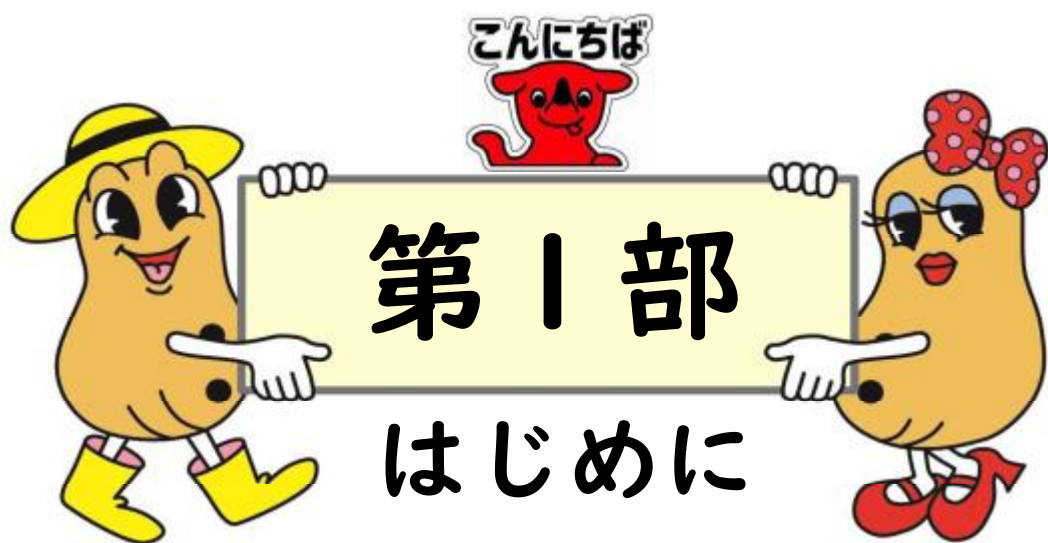
第1章 計画体系	22
第2章 目標と指標	24
第3章 施策	33

第4部 計画の推進

第1章 推進体制	56
第2章 進行管理	56
第3章 評価	56

第5部 資料編

1. 策定委員会設置要綱	59
2. 策定委員会委員名簿	60
3. 策定本部設置要綱	61
4. 計画策定の経過	63
5. 用語解説	64
6. 国の教育振興基本計画	67
7. 千葉県の教育振興基本計画	68



第Ⅰ章 計画の概要

Ⅰ. 計画策定の背景と趣旨

八街市教育委員会では、八街市総合計画に連動する期間とするため、平成26年度から令和6年度までを計画期間とした「第Ⅰ期八街市教育振興基本計画」を策定し、「次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。」を普遍的な理念とし、各教育分野で方針を定め、その実現を目指して多様な施策を実施してきました。

学校教育分野においては、他者対話する基盤となる力を培う「主体的・対話的で深い学び^{※1}」を推進してきました。予測困難な社会を生き抜くため、問題解決能力やコミュニケーション能力などを育成する必要性はますます高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う全国一斉臨時休業という未曾有の事態も起こる中、どのような状況にあっても「学びを止めない・止めさせない」理念に基づき、学校教育の持続性を確保する取組を推進してきました。この時期を経て、一人一台タブレット端末の利活用を目指したGIGAスクール構想^{※2}が急速に進展したこともあり、現在は、ICT^{※3}教育のさらなる普及と質の向上、教員の専門性の向上と支援体制の強化などに取り組んでいるところです。

今後も社会変化に即応できる柔軟性と創造性を育むために、学校教育分野では、市民や地域と連携しながら、持続可能な教育改革を推し進めていくことが重要と考えています。

また、生涯教育の分野においては、本計画に八街市生涯学習推進計画（平成11年3月策定）を取り込み、「いつでも・どこでも・誰でも」生涯を通じ学ぶことのできる生涯学習を基本とし、各種ツールを活用した生涯学習に関する情報の発信やデジタル機器の活用とリアル活動を組み合わせた講座・講演会の開催、スポーツの振興、文化財の保護、青少年の健全育成につながる施策の推進に取り組んでいるところです。

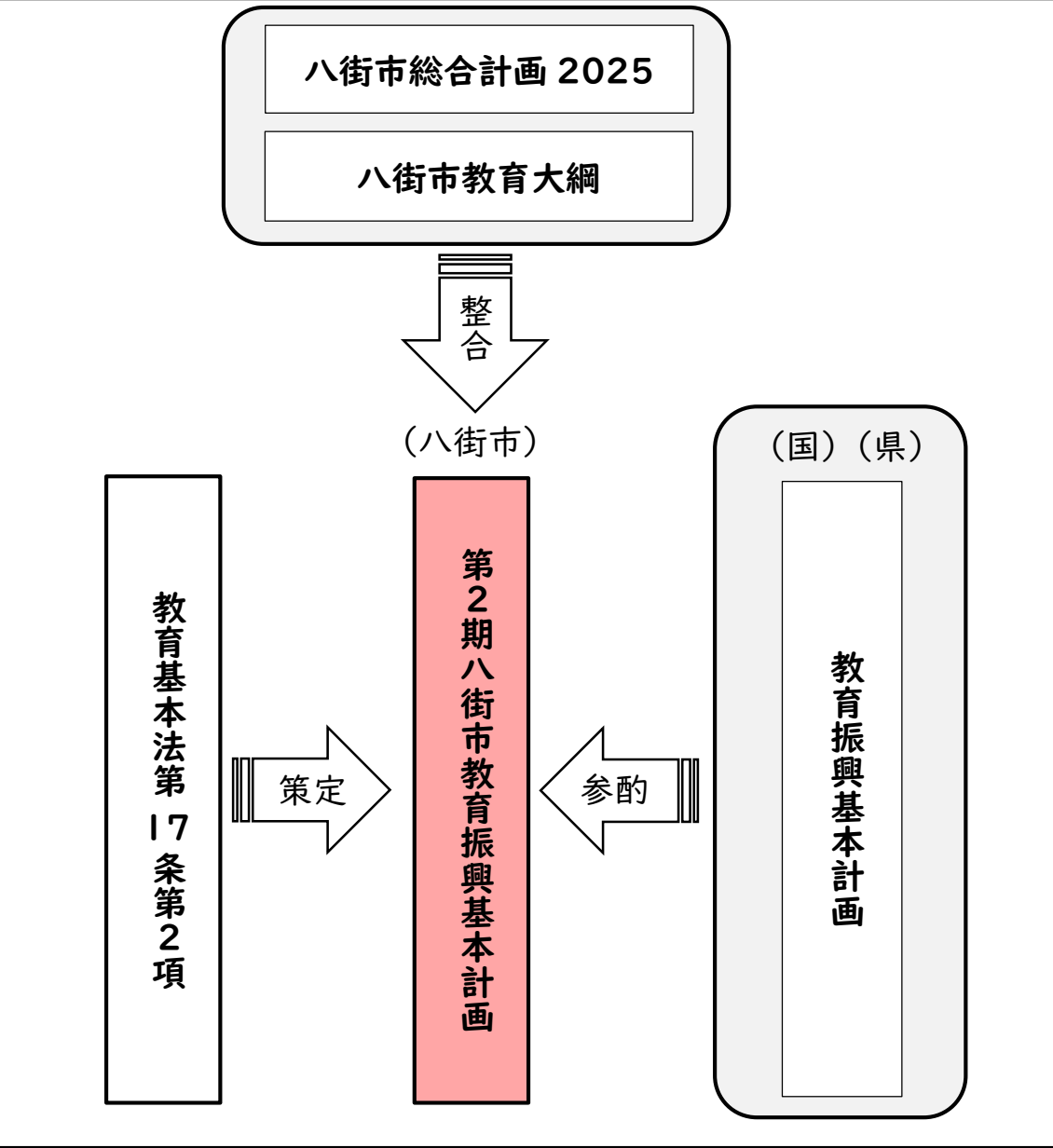
今後も市民が多様化・複雑化・高度化する様々な課題に対応できるよう、さらに社会教育の充実を推進したいと考えています。

このようなことから、前計画の基本理念を引き継ぎ、新時代に向けた市全体の教育や学びの方向性を示すため「第Ⅱ期八街市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国及び県の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、市の最上位計画である「八街市総合計画」や、市長と教育委員会が協議・調整し、策定した「八街市教育大綱」との整合を図っており、本市の教育行政における最上位計画に位置づけるものです。



3. 計画期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の具体的な取組や指標については、事業の検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととします。

第2章 八街市の目指す教育

1. 教育の基本理念

八街市では、平成31年3月に「八街市教育大綱」を策定し、本市が目指す教育の基本理念を以下のとおり定めています。

〈基本理念〉

次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。

2. 教育の基本方針

八街市では、「八街市教育大綱」において4つの基本方針を定め、本市が目指す教育の基本理念の実現を目指しています。

基本方針1 子どもの教育・健全育成の充実

子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

基本方針2 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進

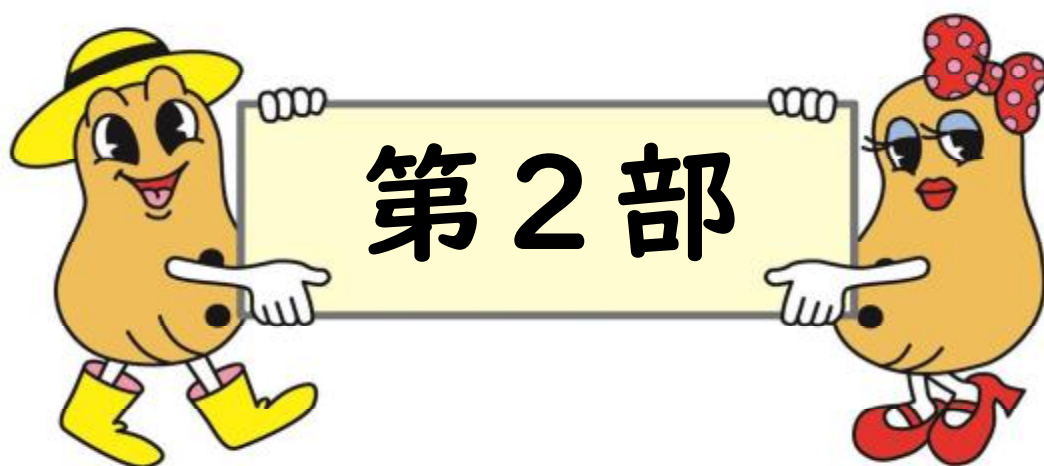
生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会づくりに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図ります。

基本方針3 市民文化の創造と継承

市民の芸術文化活動を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

基本方針4 豊かな心を育む交流の推進

国際交流、地域間交流、世代間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成や人々が交流する場の提供に努めます。



教育を取り巻く環境

第1章 八街市における教育の現状と課題

1. 学校教育

(1) 小中学校教育（義務教育）

- ① 本市では、令和6年5月1日現在、小学校9校に児童2,316人、中学校4校には、生徒1,454人が在籍しています。第1期八街市教育振興基本計画の計画期間においては、八街市教育創生『MOTE（モテ）※⁴』や幼小中高連携教育を基本方針として取り組んできました。本市は、各学校や教育委員会の取組に加え、地域全体での教育の質の向上に努めています。
- ② 学力向上に向けて、八街市教育センターが中心となり、現在の学力評価や成績分析の体制を見直し、個に応じた指導の充実を図る中で、知識・理解、学びに向かう人間性、思考力・判断力・表現力の向上を目指しています。
- ③ 学力面や生活面の指導力向上を目指していくことはもちろん、特別支援教育や共生社会の実現に向け、教員のさらなる専門性や指導力を高めるための研修プログラムの拡充が求められています。
- ④ 義務教育段階における本市の不登校率は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査※⁵」によると、全国の平均よりも高い水準で推移しています。不登校の児童・生徒とその家庭の支援体制の充実が急務です。各学校における早期発見と早期対応を目指した支援体制の整備、教育支援教室での支援の充実、教育支援センター『ナチュラル』の機能強化が必要です。
- ⑤ 児童・生徒が運動に親しむ機会を増やし、学校体育の質の向上を目指す中で、生徒の健康管理にも力を入れ、体力と健康増進を推進しています。さらに、バランスのとれた栄養豊かな学校給食の提供と学校の教育活動全体での食育を通じて、こどもたちの健全な食習慣の形成と健やかな成長を支援しています。

(2) 幼児教育

- ① 本市では、令和6年5月1日現在、幼稚園5園に272人、保育園11園（小規模保育事業所を含む）に803人、こども園2園に109人の園児が在籍しており、共働き世帯の増加等の影響により幼稚園及びこども園よりも保育園の方が園児数が多い状況です。
- ② 幼児を安心して育てることのできる街づくりのために、さらには本市の地域の特性や文化を反映した教育を提供するために、各園がそれぞれの環境の充実や安全性の向上に努め、特色ある幼稚園教育を推進していく必要があります。

2. 教育環境

(1) 学校教育を取り巻く環境

- ① 心身ともに健康な生活の基礎となる食生活については、今後も各学校での指導の充実を図る必要があります。市内の児童・生徒への地産地消献立の紹介や、栄養士による食育指導の推進など、学校給食センターと学校の連携をより一層図る必要があります。
- ② 児童・生徒の就学に対する援助を行い、教育格差が生じないよう引き続き保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ③ 児童・生徒が減少している中、より良い教育環境を整えるため、適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を進めていく必要があります。
- ④ 児童・生徒が登下校を含めた学校生活において安全・安心に過ごせるよう、様々な危険から「自分の命は自分で守る」防犯・防災意識の定着を図れるようにする必要があります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際交流の機会が失われたほか、様々な体験活動が停滞しました。
また、国際紛争により、教育、貧困、人権、食料などの問題が生じている中、国際社会に貢献できる人材の育成が求められます。

(2) 施設環境

- ① 市立幼稚園及び小中学校施設については、校舎などの老朽化が進行している状況にあり、適切な維持管理や長寿命化などの計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化^{※6}などの環境整備が必要です。
- ② 経年劣化が進行している学校給食センターについては、衛生的かつ安定的な学校給食の提供を継続するため、計画的な設備の更新や改修、修繕が必要なことから、施設全体の計画を立て、今後の在り方について検討する必要があります。

(3) ICT^{※3} 環境

- ① 国が提唱する GIGA スクール構想^{※2}の推進に向け、無線 LAN^{※7} やパソコンなどの ICT^{※3} 環境を整備しました。今後、さらに児童・生徒が適切な情報を選択し、活用することができるように、情報リテラシー^{※8}の向上や生成 AI^{※9}の活用を含めた情報活用能力を高める教育を推進します。同時に、整備された通信環境の客観的評価を行い、児童・生徒の教育活動が円滑に進む環境の保持に努める必要があります。また、児童・生徒が安全に、望ましい態度でインターネットに関わるようにするためのセキュリティや端末制御^{※10}の設定についても絶えず見直しを行うことが求められます。

- ② 教職員の校務支援システム^{※11}については、フルクラウド化^{※12}を図るとともに、高度なセキュリティで管理されたシステムのもと、国のガイドラインに従い生成AI^{※9}等も活用した働き方改革^{※13}を推進します。

3. 文化・芸術

(1) 文化芸術活動

- ① 文化芸術活動は、市民一人一人の豊かな人間性を育み、世代を超えて心と心を繋ぎ相互理解を深める活動であることから、市民音楽祭や市民文化祭の開催を通じ、市民が日頃から文化芸術活動に親しみ、その成果を発表する機会を提供しています。
- ② 優れた芸術作品を鑑賞する機会の創出は、人々の感性や創造力を育み伸ばしていく上においても、大変効果的であることから、市内の芸術家から優れた多くの芸術作品を提供いただき、あらゆる場面を活用し、作品展を開催しています。
- ③ 本市では、市内の文化芸術団体や市民サークルが、様々な分野において、自主的かつ主体的に文化芸術活動に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を休止した団体や、会員の高齢化などの理由から会員数の減少が課題となっています。
- ④ 「こうみんかん祭」は、中央公民館利用団体の交流や日頃の学習成果を発表する機会として開催していますが、参加団体は減少傾向となっています。
- これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、解散した団体、活動を休止している団体が多いことが考えられますが、活動団体の貴重な成果発表の機会、地域の方々が気軽に楽しめるイベントとなっていることから、今後、新規団体の育成支援や定期利用団体に参加を呼びかけていく必要があります。
- ⑤ 「ひまわり絵画展」は、市内の文化芸術振興やこどもたちの健全な育成を図るため開催していますが、出展数は減少傾向となっています。
- これは、少子化などの影響と考えられますが、毎年の展示を楽しみにしている利用者も多くいるため、より一層の情報発信、魅力ある展示に取り組んでいく必要があります。
- ⑥ 図書館は、図書の貸出にとどまらず、本と人、人と人をつなぐ場所としての機能も期待されています。市民が優れた文化芸術に接する機会を拡大させるため、図書を整備し様々な展示を行うとともに他の社会教育施設と連携し芸術鑑賞事業や文化芸術活動に関する情報発信を行っており、その機能・役割が十分に発揮できる環境整備を行う必要があります。

(2) 文化財の保護・活用

- ① 本市には、中世の初頭を起源として、江戸時代には幕府に運営された広大な馬の牧場とともに営まれてきた古村の歴史と、明治時代以降、政府主導の開墾事業によって拓かれた農業のまちとしての歴史が刻まれてきました。

市域に広がる畑地には、今でも野馬土手や野馬捕込跡をはじめとした牧関連の文化財が残され、本市の原風景となっています。

人々の生活と共に残されてきた様々な文化財も、経年の劣化や長年の風雨により崩落・損壊の危機にさらされており、貴重な文化財を後世に引継ぐためにも、早急な対策が求められています。

- ② ふるさとの文化や歴史を正しく知ることが郷土愛を育み、より良い地域社会の形成を促します。これまでも本市の豊かな自然と歴史、文化に関する情報を様々な講座や各種メディアにより、広報・普及に努めてきました。

今後とも、八街の歴史や文化財を知り、触れられる機会を、あらゆる世代や環境にいる方々へ継続的に提供していく必要があります。

- ③ 郷土資料館は、経年劣化と令和元年の台風被害により建物を解体することとなり、現在は、八街市中央公民館の2階にて展示資料を仮展示し、他の収蔵資料は市内の公共施設にて分散保管している状態が続いています。

各種の郷土資料館事業を進めていくには、「市の共有の財産」である歴史的資料を永続的に保存できる適切な設備を整え、調査・研究に要する施設・設備を備えるとともに、市民・一般への公開・活用を可能とする一元管理型の施設整備が喫緊の課題です。

- ④ 収蔵資料については、常設展示や企画展示のほか、市民・一般への公開講座における活用や、デジタルデータ化による各種事業での活用を通じて、教育普及に努めています。

また、学校教育との連携では、市内小学校への出前講座において民具・農具等を活用しながら説明し、理解が深められるよう、実際に触れて学ぶことに努めています。

(3) 市史編さん

- ① 八街市史編さん委員会を設置し、市内に伝わる古文書などの歴史的資料を収集・整理し、調査・研究の成果として『八街市史』（資料編・通史編）の刊行に向けて取り組んでいます。

豊富な市の歴史を盛り込んだ『八街市史』の刊行は、市民のアイデンティティ形成や、ふるさと意識の涵養を図る上で重要なことであることから、引き続き事業を進めていく必要があります。その他、市民が理解を深められるよう、公開・活用の方法を模索しながら、市史の普及・啓発を図っていくことが求められています。

4. 生涯学習

① 少子高齢化・人口減少が進み、超高齢社会に直面している中、こどもや若者、社会人、高齢者など、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的な意思に基づき生涯にわたって学び続けられる学習環境を整えていく必要があります。

② 市や教育委員会などが主催する各種講座や、相談窓口について、市民に広く情報を提供するため、生涯学習ガイド「八街市まなびいガイド」を発行しています。

今後は、多様な選択肢の中から、市民が自ら目的にあった情報を見つけられるよう、県や民間の教育機関等から情報を収集し、積極的な情報提供を行う必要があります。

③ デジタル社会の進展に伴い、社会教育施設のWi-Fi環境の整備は喫緊の課題です。また、各種講座や講演会など、オンライン開催により学習機会を充実させるため、社会教育施設においてオンライン環境を整備する必要があります。

④ 地域において豊かに生きていくためには、自らとは異なる立場や地域に暮らす多様な他者を理解するための意識の醸成が必要です。

⑤ 中央公民館は身近な社会教育の拠点として、市内に1館設置されていますが、対象地域は市内全域のため、高齢化が進む中、利用者の現地までの交通手段が課題となっています。

⑥ 公民館、図書館などの生涯学習施設において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催するなど、こどもから高齢者まで市民一人一人が自ら学ぶことができる学習環境づくりが必要です。

⑦ 図書館では、多様な蔵書の整備、電子書籍^{※14}の充実を図っていますが、地域への情報発信やコミュニティの拠点としての機能、また、誰もが利用できる図書館サービスの拡充を図ることが課題となっています。なお、現在、市内全域をカバーするために運行している移動図書館車^{※15} ひばり号の老朽化が著しいため、新たな手法を含めた検討が必要です。

⑧ 図書館における利用登録率の減少傾向については、少子化や娯楽の多様化、メディアの多様化によるところが大きいと思われますが、より一層図書館の魅力、読書の楽しさを伝える取組を行っていく必要があります。

⑨ 図書館満足度調査^{※16}によると市民の満足度として、図書館における無制限の貸出冊数、レファレンスサービス^{※17}、予約やリクエストの受付数で市民の読書需要に適切かつ十分な対応ができていますが、視聴覚資料^{※18}、雑誌、電子図書館^{※19}における蔵書の数や構成、新刊書の充実に関しては、利用者の十分な満足度が得られていません。資料収集比率などをどのようにしていくかが課題となっています。

- ⑩ こどもたちの創造力や豊かな心の育成を目指し、こどもの読書活動推進に努める必要があります。
- ⑪ 公民館や図書館などの生涯学習施設は、老朽化が進んでいることから計画的な修繕、改修を進めていく必要があります。

5. 青少年の健全育成

- ① 核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化、情報が氾濫する現代社会において、家庭内や地域における教育力の向上が求められます。
- ② 児童・生徒が安全・安心で健やかに成長できるよう、学校と地域の連携・協働体制の構築を図るために導入された「コミュニティ・スクール^{※20}」を中心に、地域学校協働活動^{※21}との一体的な取組を強化する必要があります。
- ③ 核家族化や共働き世帯の増加などにより、親子が向き合う時間の減少や、子育ての悩みなどを相談できる身近な相手がいないなど、こどもたちの健やかな成長を育む基盤である家庭だけでは、解決できない問題も多くあることから、家庭教育学級や家庭教育講演会などの開催を通じ、家庭を支える取組の充実を図って行くことが求められます。
- ④ こどもたちの安全・安心な暮らしを守るため、市小中学校 PTA 主体で行っている「こども 110 番の家^{※22}」活動がさらに充実するよう、関係団体との連携強化を図る必要があります。
- ⑤ 近年、家族形態の変化や新しい生活様式への変化などにより、こどもたちの体験活動や交流活動を通じた豊かな人間性を育むための地域社会と関わる機会が減少していることから、青少年相談員、社会教育関係団体、地域ボランティア等との連携を強化することで、世代を越えた交流を深め、家庭や学校では得難い様々な活動の機会を充実させていく必要があります。

6. 生涯スポーツ

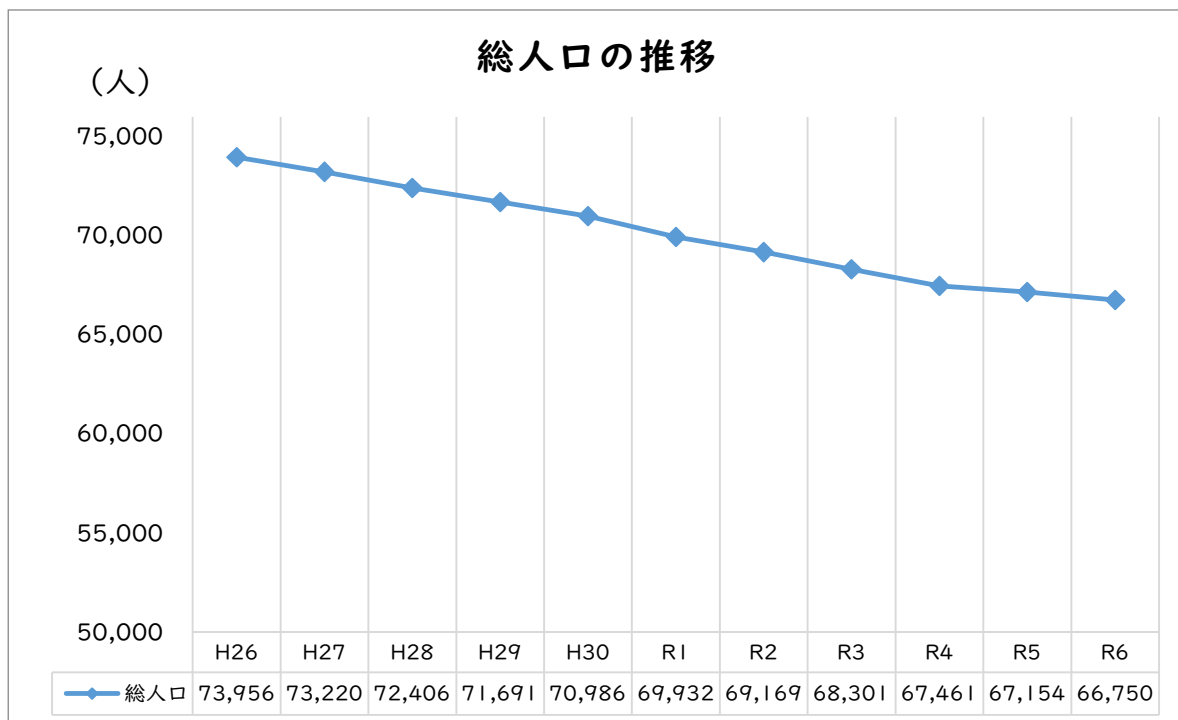
- ① 中央グラウンドを含む 5 グラウンド及び榎戸サッカー場施設においては、施設、設備、備品の経年劣化が著しく計画的な設備の更新や改修、修繕が必要です。
- ② 人口減少に伴い、各大会等の参加者の推移が近年、減少傾向にあるため、新たな参加者を増やすためにスポーツに親しむきっかけづくり等の対策が必要です。
- ③ スポーツプラザは、平成 4 年度の開館から 30 年以上が経過し、施設・設備ともに故障が顕著となっていることから、適切な維持管理や長寿命化などの計画的な老朽化対策を行うとともに、多目的広場の夜間照明 LED 化^{※23}や、熱中症リスクを回避するための体育館の空調設備の導入等を、計画的に進めていく必要があります。

第2章 八街市の現状に関する各種データ

1. 人口

(1) 総人口の推移

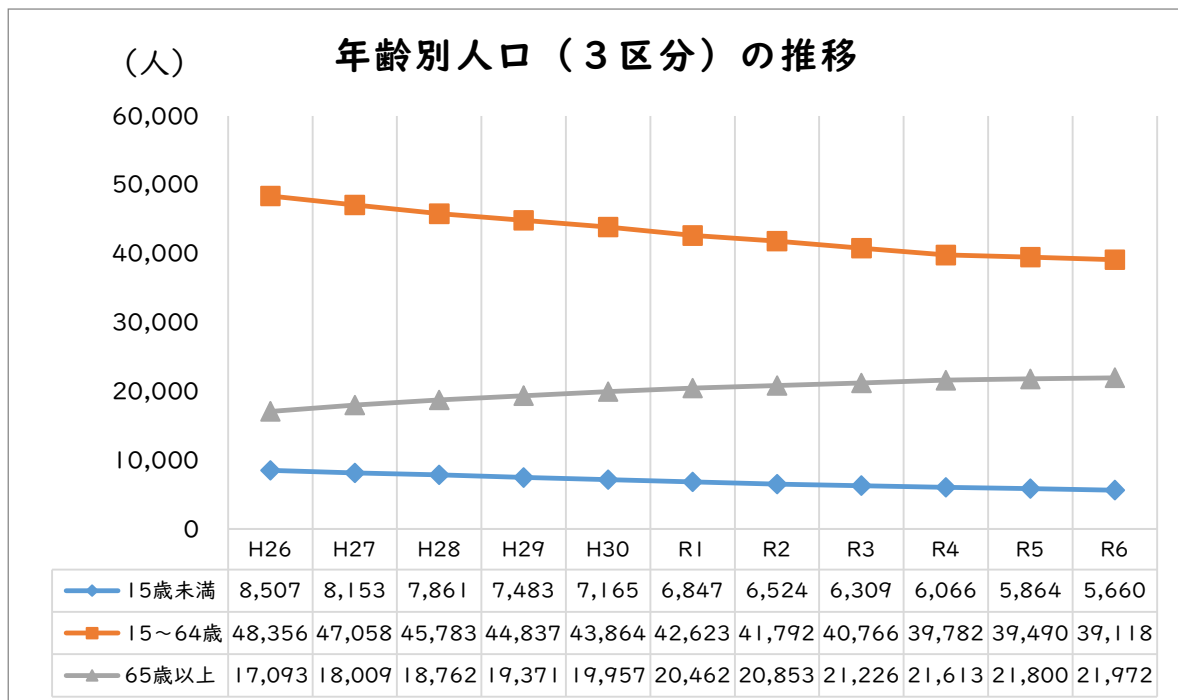
出典：市民課「地区別人口調査表」



出典：企画政策課

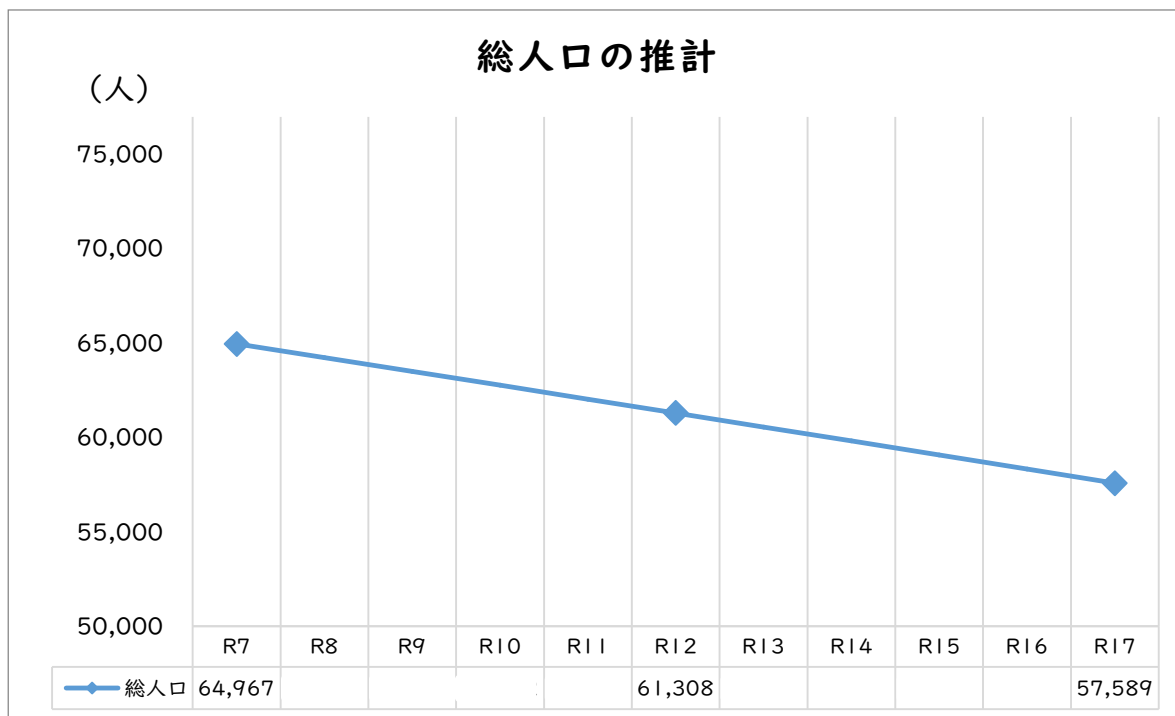
(2) 年齢別人口（3区分）の推移

「住所別世帯数及び男女別・年齢（3区分）別人口」



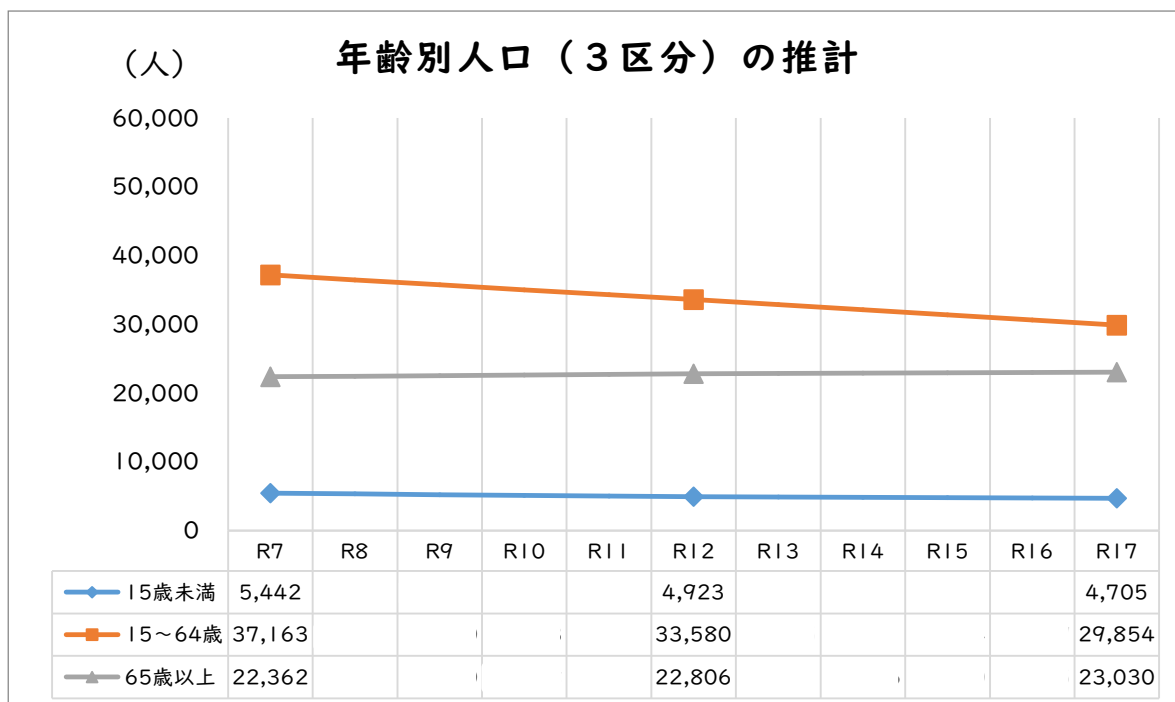
(3) 総人口の推計

出典：八街市総合計画2025前期基本計画



(4) 年齢別人口（3区分）の推計

出典：八街市総合計画2025前期基本計画

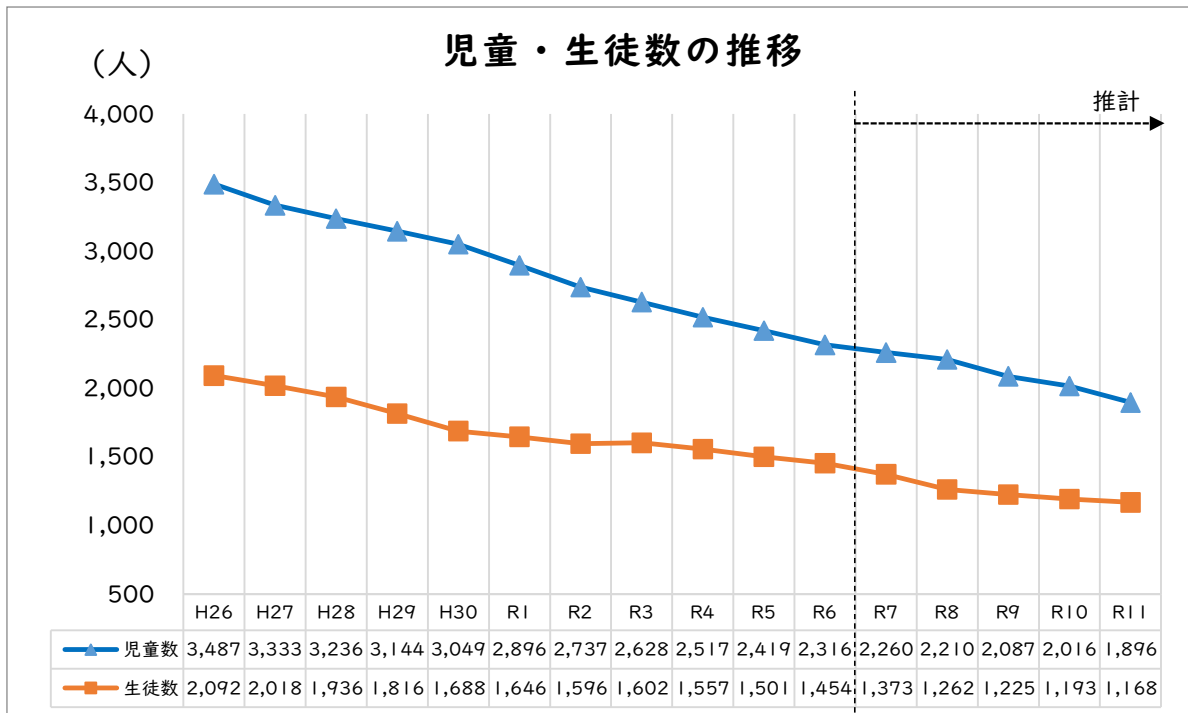


※単位未満は四捨五入してあるため、年齢別人口の合計と総人口は整合しない場合があります。

2. 児童・生徒数

(1) 児童・生徒数の推移

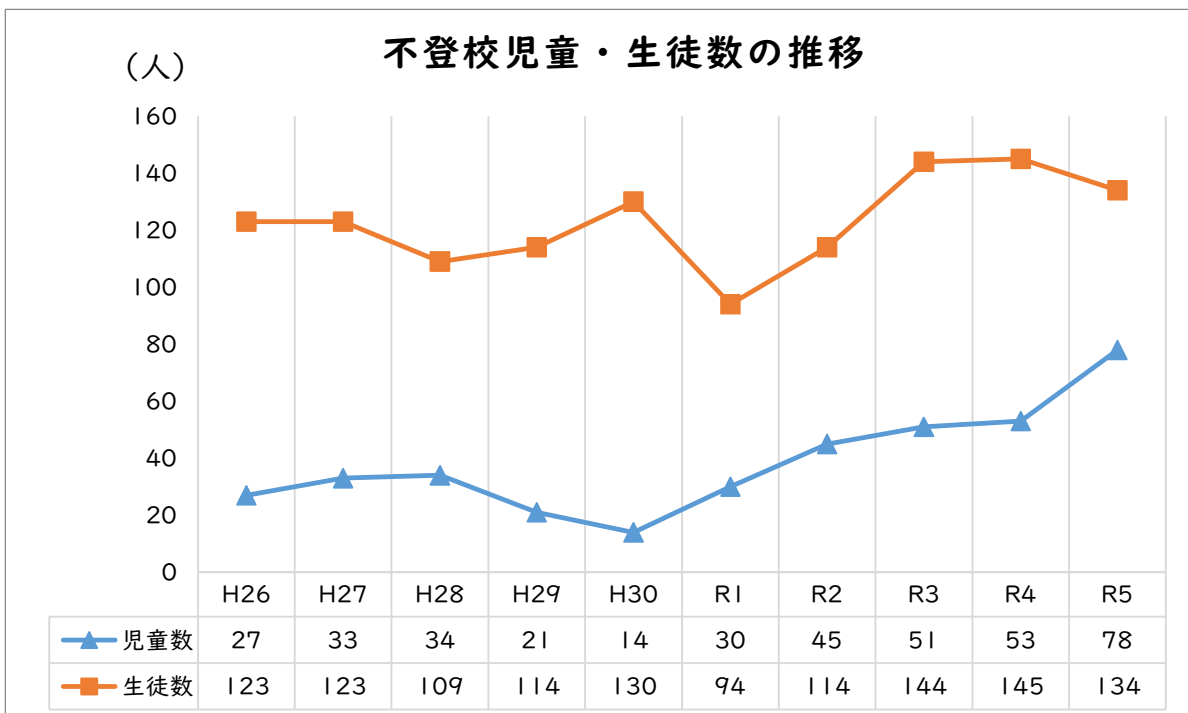
出典：学校基本調査



※令和7年度～令和11年度は推計値

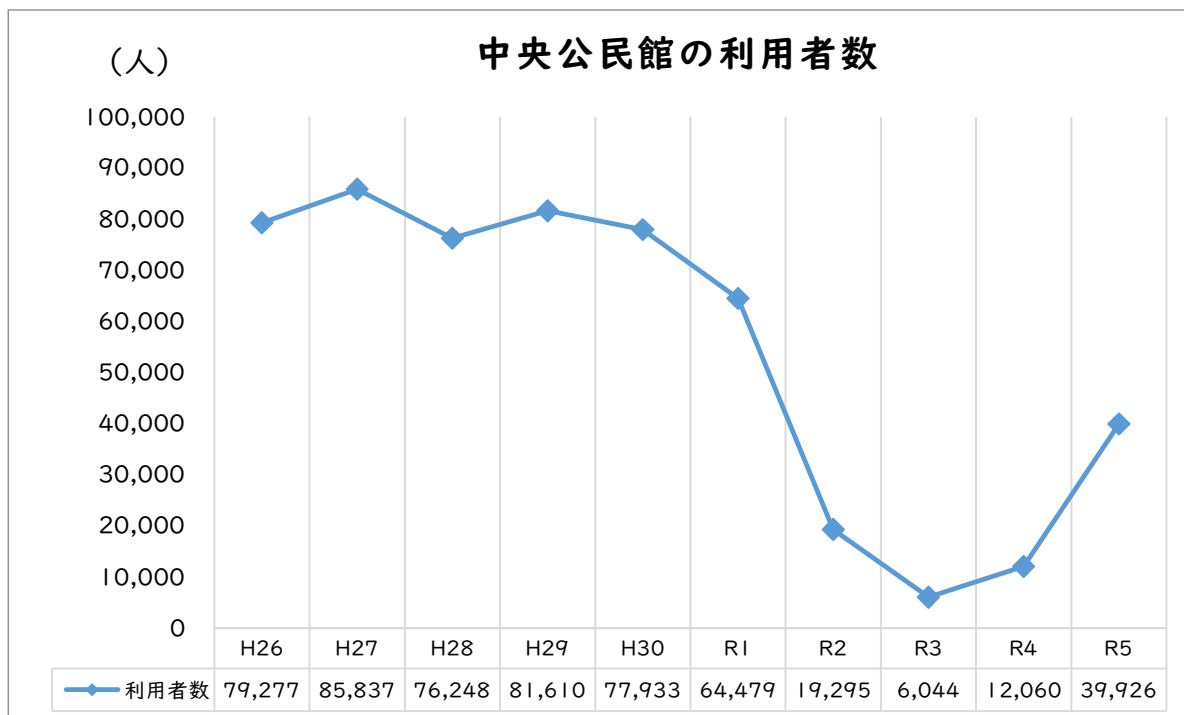
(2) 不登校児童・生徒数の推移

出典：教育総務課「やちまたの教育」



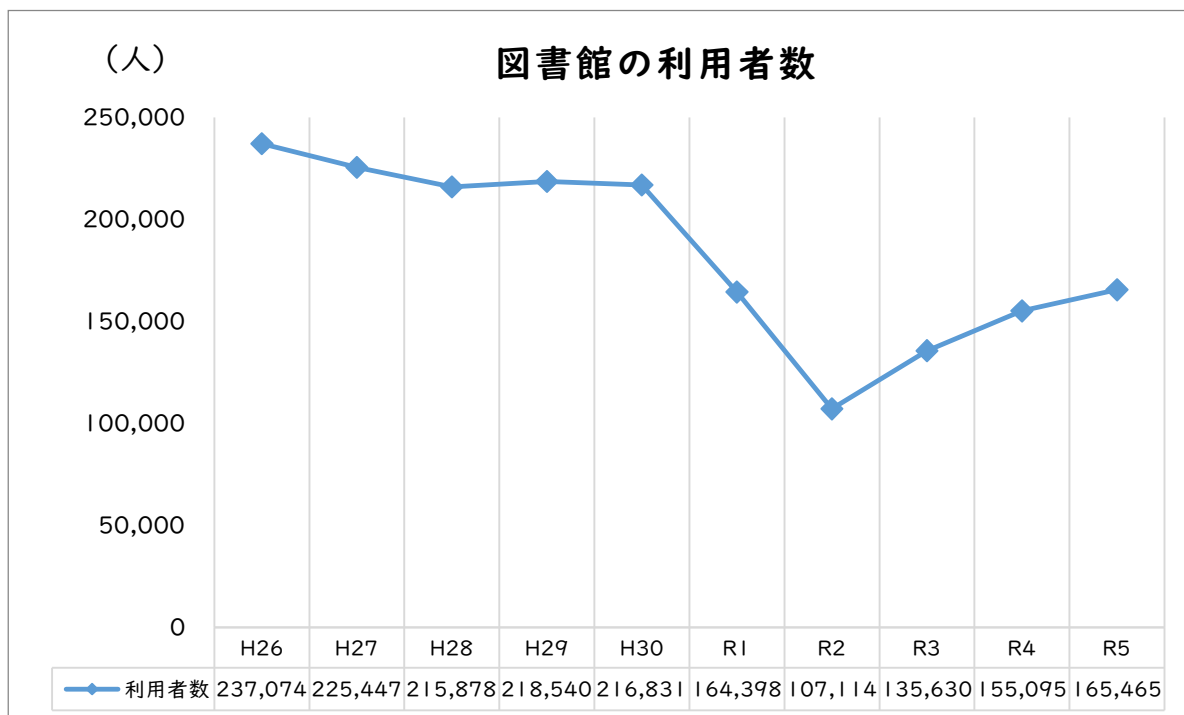
3. 社会教育施設・社会体育施設の利用者数

(1) 中央公民館利用者数の推移



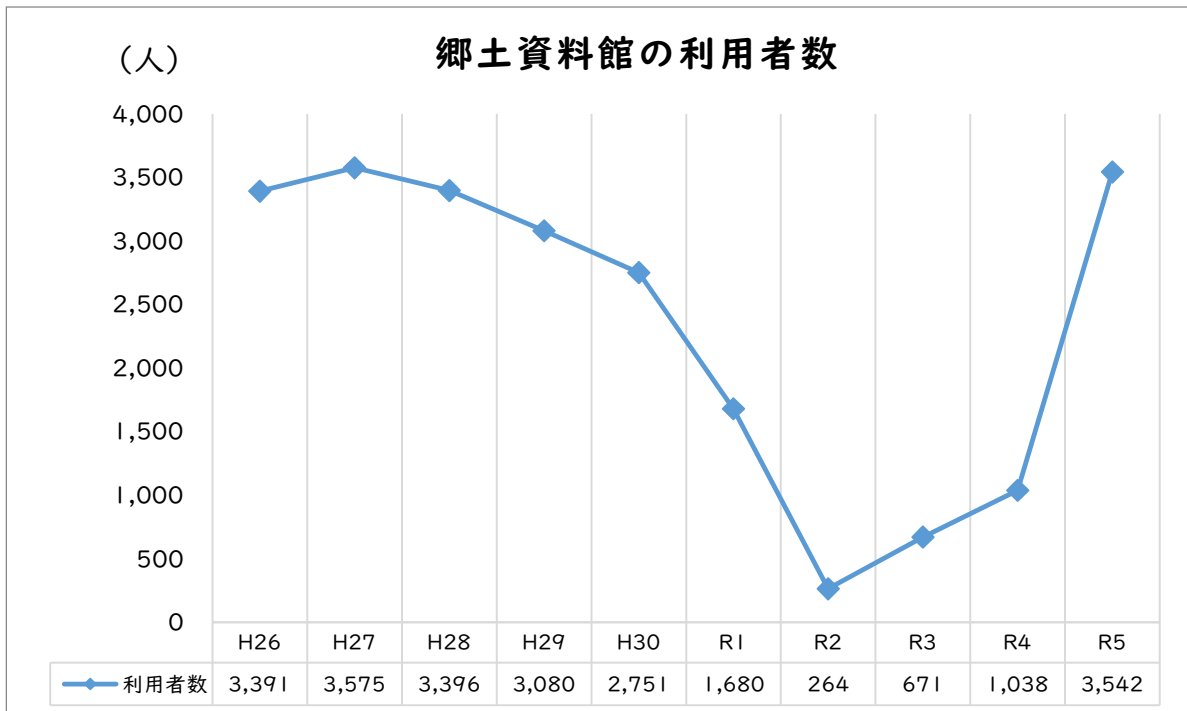
※令和元年度から令和3年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止等による休館及び使用制限の日数：470日

(2) 図書館利用者数の推移



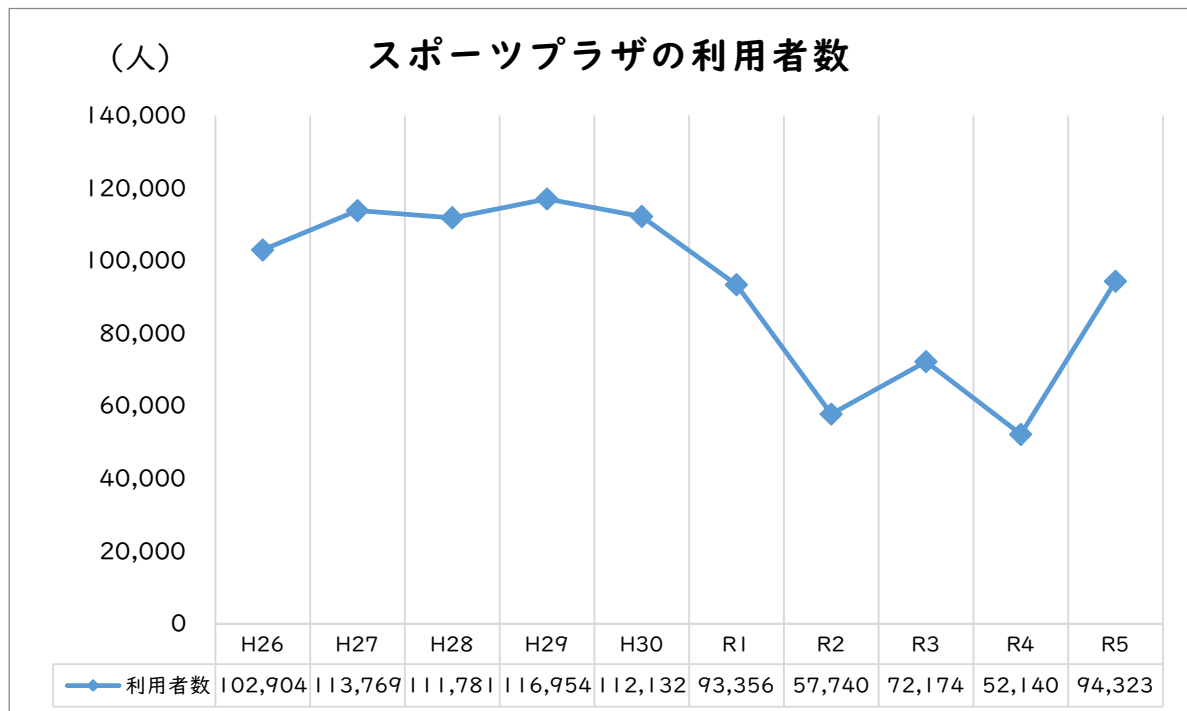
※令和元年度から令和3年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止等による休館及び使用制限の日数：137日

(3) 郷土資料館利用者数の推移



※令和元年度から令和3年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止等による休館及び使用制限の日数：470日

(4) スポーツプラザ利用者数の推移



※令和元年度から令和3年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止等による休館及び使用制限の日数：293日



第3部

基 本 理 念	基 本 方 針		現 状 と 課 題
次世代を担う人々が、八街で生まれ育ったことを誇り、地域教育に力を入れ、豊かな心を持って育つことを目指し、国際交流、地域間交流、世代間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成や人々が交流する場の提供に努めます。	基本方針 1	子どもの教育・健全育成の充実	1 (1) ②③⑤ 2 (1) ①
		子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。	1 (1) ④
			2 (3) ①②
			2 (1) ②③ 2 (2) ①②
			1 (2) ② 2 (1) ④ 5 ①②③④⑤
	基本方針 2	自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進	3 (1) ④ 4 ①②
		生涯学習社会の形成を目指し、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会作りに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図ります。	4 ③⑥⑦⑧⑨⑩
			6 ②
			3 (2) ③ 4 ⑤⑪ 6 ①③
	基本方針 3	市民文化の創造と継承	3 (1) ①②③⑤⑥
		市民の芸術文化活動を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。	3 (2) ①④
			3 (3) ①
3 (2) ②			
基本方針 4	豊かな心を育む交流の推進	2 (1) ⑤	
	国際交流、地域間交流、世代間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成や人々が交流する場の提供に努めます。	4 ④ 5 ⑤ 5 ①⑤	

【第3部 第2章】		【第3部 第3章】		重点 施策	掲 載 ページ
目 標		施 策			
目標1-1	「生きる力」の育成 P24	◆幼小中高連携教育の推進	★	33～34	
		◆教育DXの推進			
		◆健やかな心身の育成			
		◆シチズンシップの向上に向けたキャリア教育の推進			
目標1-2	多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の 充実 P25	◆不登校支援の充実	★	35～36	
		◆特別支援教育の拡充と充実			
		◆グローバル社会における人材育成			
		◆誰一人取り残さない支援体制の充実			
目標1-3	豊かな心の育成 P25	◆いじめ防止対策及び発達支持的生徒指導の推進	★	37～38	
		◆道徳教育の推進			
		◆人権教育の推進			
		◆読書活動の充実			
目標1-4	教育機会の拡充、教育施設の整備 P26	◆教育助成事業	★	39～40	
		◆学校教育施設の整備			
		◆教材備品・一般管理備品の充実			
		◆防犯・防災体制の整備			
目標1-5	家庭教育力・地域教育力の向上 P26	◆学校・家庭・地域の連携・協働の推進	★	40～41	
		◆家庭教育支援の充実			
		◆安全安心な地域の実現			
		◆青少年の健全な育成に向けた事業の充実			
目標2-1	生涯学習支援体制の充実と関係団体への 活動支援 P27	◆社会教育人材の養成・活躍機会の充実		42	
		◆多様な学習情報の提供			
		◆多様な主体との連携・協働の推進	★		
		◆生涯学習を支える人材の活用			
目標2-2	多様なニーズに応じた学習機会の充実 P27	◆中央公民館事業の充実	★	43～44	
		◆図書館事業の充実			
		◆郷土資料館事業の充実			
		◆多様な学習機会の充実			
目標2-3	スポーツ・スポーツレクリエーションの普及 P28	◆スポーツ・スポーツレクリエーションの活動の推進	★	45	
		◆社会体育関係団体への支援			
		◆生涯スポーツの振興			
		◆スポーツ部活動の地域移行に向けた社会体育関係団体との連携			
目標2-4	社会教育施設・社会体育施設の整備 P28	◆中央公民館の整備		46	
		◆図書館の整備			
		◆郷土資料館の整備			
		◆社会体育施設の整備			
目標3-1	文化芸術活動の推進 P29	◆文化芸術活動の充実	★	47	
		◆文化芸術の振興に向けた情報提供の充実			
		◆文化芸術団体との連携による鑑賞の機会の充実			
		◆文化庁活動の地域移行に向けた文化芸術団体との連携			
目標3-2	歴史・文化の保護と継承の推進 P29	◆指定文化財等の整備と適正な管理	★	48	
		◆各種文化財調査の実施と調査成果の活用			
		◆埋蔵文化財の適切な保護に向けた協議等と記録保存の実施			
		◆各種媒体を活用した情報提供の実施			
目標3-3	市史編さん事業の推進 P30	◆市内外に残る資・史料の継続的な所在調査と収集		49	
		◆八街市史に関する史料整理と調査・研究			
		◆『八街市史』（資料編・通史編）及び関連図書の刊行	★		
目標3-4	市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働 事業の推進 P30	◆教育委員会主催講座等の実施と拡充	★	50	
		◆学校教育及び市民等団体への歴史・文化に関する授業・講座支援			
		◆文化財保持団体やボランティアへの活動支援と協働事業の実施			
目標4-1	国際交流の推進 P31	◆国際交流団体との連携		51～52	
		◆友好都市との交流推進			
		◆幼少期からの外国語教育の充実			
		◆国際交流イベントの実施			
目標4-2	文化間交流の推進 P31	◆世代間交流による豊かな心の育成	★	52	
		◆異文化理解による豊かな心の育成			
目標4-3	地域に根差したウェルビーイングの向上 P32	◆学校のウェルビーイングの向上	★	53～54	
		◆家庭のウェルビーイングの向上			
		◆地域のウェルビーイングの向上			
		◆社会のウェルビーイングの向上			

★印を付した重点施策は、課題解決に向けて今後5年間で重点的に取り組む施策で、具体的な事業を「第3章 施策」に掲載しています。

第2章 目標と指標

本計画では、八街市教育大綱に掲げる4つの基本方針ごとに目標及び指標を定め、本市が目指す教育の基本理念の実現を目指します。

基本方針Ⅰ 子どもの教育・健全育成の充実

目標ⅠーⅠ 「生きる力」の育成

学校教育に対する市民の期待はきわめて高く、教育活動全体をとおして、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」からなる「生きる力」を育み、生涯学習の基礎づくりとしての役割を果たすことが求められています。

学習指導要領においても、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となれるように、育成することが求められています。

こどもたちの「生きる力」の要素の中でも「確かな学力」を育成するために、GIGAスクール構想※²の推進による協働学習の充実や、個別最適化に向けた授業改善に取り組むとともに、学校・家庭・地域で理念を共有し、共に育む体制を推進します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
課題解決に向けて自分で考え自分から取り組む児童・生徒の割合	小学校 75% 中学校 80%	85%	全国学力・学習状況調査
児童・生徒のICT※ ³ 活用を指導する能力のある教員の割合	小学校 75% 中学校 77%	85%	教育の情報化実態調査



タブレット端末や電子黒板を活用した授業の様子

目標 1－2		多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実	
本市における長期欠席児童・生徒の問題は、喫緊の課題です。長期欠席者の適切な支援にあたっては、①本人が抱える問題、状況の把握 ②本人を取り巻く環境調整 ③本人の状態に適した支援が求められています。そして、さらに関係諸機関との連携も欠かせません。 また、長期欠席者に限らず、特別な支援を要するケースや、外国にルーツのある児童・生徒の増加により、教育的ニーズが多様化しています。児童・生徒の権利の理解を基に一人一人のニーズを的確に把握し、生徒指導と教育相談が一体となったチームによる支援を推進します。			
指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
不登校児童・生徒のうち学校内外の専門機関（学級担任を除く）で相談・指導等を受けている割合	小学校 56.2% 中学校 37.1%	100%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
外国人児童・生徒に対して、PC・タブレットなどのICT※ ³ 機器を用いて学習活動等の支援を週１回以上行った学校の割合	小学校 62.5% 中学校 75.0%	100%	全国学力・学習状況調査

目標１－３		豊かな心の育成	
VUCA の時代※²⁴（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）、ウェルビーイング※²⁵（精神的豊かさ）がますます重視されています。国の教育振興基本計画にも、豊かな心を育てるための道徳・人権教育や発達支持的生徒指導※²⁶の推進、読書活動の充実が明記されています。 本市においても、未来を支えるこどもたちが、地域や社会の中で幸せや生きがいを感じて生活することができるよう、これらの教育を積極的に推進します。			
指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
生徒指導アンケートにおける自己肯定感※ ²⁷ 評価	74%	85%	全国学力・学習状況調査

目標 1－4		教育機会の拡充、教育施設の整備	
小中学校幼稚園施設整備事業の重点施策として学校トイレの改修（洋式化、乾式化）及び照明 LED 化※ ²³ を推進し、学校生活環境の向上を図るとともに、老朽化した学校施設、設備について、園児・児童・生徒の安全確保及び学校生活環境の向上を図るため計画的な改修を推進します。			
指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
トイレを改修した学校数（幼稚園含む）	6 校	14 校	市内 16 校の実績値
照明を LED 化※ ²³ した学校数（幼稚園含む）	3 校	14 校	市内 16 校の実績値



改修後のトイレ（八街東小学校）

目標 1－5		家庭教育力・地域教育力の向上	
地域コミュニティの希薄化により、家庭や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。 こどもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、関係団体等と連携・協働を進め、家庭及び地域の教育力の向上と青少年の健全な育成を推進します。			
指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
学校は、保護者や地域の力を学校運営に生かしていると思う保護者の割合	※	※	学校評価アンケート

※現状値及び目標値については令和６年度末に各学校の調査結果を集計し設定します。

基本方針２ 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進

目標２－１ 生涯学習支援体制の充実と関係団体への活動支援

「人生 100 年時代」を見据え、市民一人一人が生涯にわたり意欲を持って豊かに生活していくための学習環境が求められます。

すべての人が主体的に学びを継続できるよう、多様な学習情報の提供と社会教育人材の積極的な活用による生涯学習体制の充実を推進します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
社会教育振興大会への参加者数	283 人	600 人	実績値



八街市社会教育振興大会
（社会教育功労者表彰）

目標２－２ 多様なニーズに応じた学習機会の充実

ライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズは変化しています。生涯学習において、地域の学びの場であり、地域コミュニティの基盤である社会教育施設の役割は大変重要であることから、市民の多様化するニーズに対応した講座・教室・講演会の開催のほか、学習メニューの充実や開講日時の工夫による、幅広い年齢層の参加促進を図り、より一層の学習機会の拡充を図ります。

また、第2次八街市子どもの読書活動推進計画^{※28}に基づき、家庭・地域、学校、図書館などにおける読書活動推進を図り、読書に親しむための機会を提供します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
人口 1 人あたりの 図書の貸し出し冊 数	3.36 冊／人	4.46 冊／人 〔 県内市町村 の平均値 〕	千葉県公共図書館協会 ^{※29} 「千葉県の図書館」 ^{※30}

目標２－３		スポーツ・スポーツレクリエーションの普及	
市内のスポーツ活動を活性化させるため、各種団体の支援を行い、併せて市民の健康づくり・体力づくり、地域住民の交流のため、スポーツ・スポーツレクリエーションに誰もが親しむ環境を整備し、生涯スポーツの普及活動を推進します。			
指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
参加者数	1,683 人	1,850 人	主要大会の合算値



スポーツレクリエーション祭（インディアカ）

目標 2－4		社会教育施設・社会体育施設の整備	
本市において、誰もが文化芸術や読書、歴史、スポーツに親しめるよう、市内の社会教育施設及び社会体育施設を整備するとともに、これらの施設を有効活用し、文化芸術などに触れる機会やスポーツを体験できる場づくりを促進します。			
指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
施設利用者数	498,300 人	548,100 人	図書館・中央公民館・郷土資料館・スポーツプラザ利用者の合算値

基本方針３ 市民文化の創造と継承

目標３－１ 文化芸術活動の推進

優れた文化芸術に触れ、親しむことは、人々の心にゆとりと潤いをもたらし、日常生活を豊かにします。市民が行う文化芸術活動の発表や鑑賞する機会を充実させるとともに、市の文化芸術振興に取り組む各種団体の活動を支援し、市民による地域に根ざした文化芸術活動を推進します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
八街市民文化祭の参加・観覧者数	2,328 人	2,700 人	実績値



第６６回 八街市民文化祭
（展示部門）



第６６回 八街市民文化祭
（芸能部門）

目標３－２ 歴史・文化の保護と継承の推進

郷土の歴史に対する深い理解と、土地で育まれてきた文化を継承することは、「ふるさと」八街を未来へと紡ぐための礎となるものです。先人が築いてきた歴史や伝統文化を引き継ぐとともに、指定文化財^{※31}や埋蔵文化財^{※32}など、各種文化財の調査・研究や保存を進めながら、市民の理解と関心を高めるため、情報発信の充実を図ります。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
文化財の指定等件数	22 件	24 件	文化財指定等総数 （追加指定を含む）

目標3-3 市史編さん事業の推進

自らが育ってきた地域の歴史的経緯や文化的特性を理解することは、個々人のアイデンティティの形成のみならず、魅力あるまちづくりや地域社会の形成に資するものです。そのため、市内に残された資・史料を収集し、整理に努め、調査・研究することで、豊かな自然環境と多様な歴史的影響のなかで形作られてきた“やちまた”の歴史をつまびらかにしていきます。

その成果として『市史』の編さんに取り組み、次世代に持続可能な地域づくりの道しるべとするべく、『八街市史』等各種の刊行物を発行します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
八街市史の刊行巻数	2巻	4巻	八街市史(資料編等)の総巻数

目標3-4 市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働事業の推進

地域に残されてきた歴史や文化は市民共有の財産であり、市民一人一人がそれを学び、大切に思う心が、ふるさとに対する愛着と親しみを育みます。

また、持続可能な地域コミュニティを構築・強化していくためには、市民との協働によりこれらを継承し、新たな文化を創造していくことこそが重要であることから、あらゆる世代の人々が郷土の歴史・文化を学び、触れられる機会を拡充するとともに、市民との協働による保存、普及活動を推進します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
各種講座の実施件数	27回／年	30回／年	実績値の累計／計画期間(5年)



文化財ボランティアによる歴史ガイド①



文化財ボランティアによる歴史ガイド②

基本方針４ 豊かな心を育む交流の推進

目標４－１ 国際交流の推進

国際情勢が不安定化し、地球規模の課題が山積する中、多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身につけたグローバル人材^{※33}の育成が求められています。本市においても、文化の壁を越えて良好な関係を構築できるコミュニケーション能力の育成を中心に、地域や様々な分野で活躍し、国際社会の平和と発展に寄与できるグローバル人材^{※33}の育成を推進します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
外国との交流に興味関心を持つ児童・生徒の割合	小学校 64.4% 中学校 68.6%	80%	全国学力・学習状況調査



Yachimata English Day Camp

目標４－２ 文化間交流の推進

地域社会の中で様々な年齢の友人との世代を超えた交流は、家族や学校の枠を超えた、新たな人間関係の構築や拡大につながります。また、他国の文化や価値観に対する理解を深める活動は、自国文化の魅力を再認識することができ、豊かな心を育む上で有意義なものとなります。

様々な体験・交流活動や学習プログラムへの参加を促し、豊かな人間性や社会性を育む心を育成します。

指標	現状値	目標値	指標の算定方法（出典元）
自分と異なる価値観への理解が深まったと感じた人の割合	61%	100%	講座参加者アンケート

目標 4－3		地域に根差したウェルビーイング※25 の向上	
価値観の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂※34を推進する必要があります。 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育を通じ、地域に根差したウェルビーイング※25 の向上を推進します。			
指標	現状	目標値	指標の算定方法（出典元）
普段の生活の中で幸せを実感した児童・生徒の割合	小学校 86% 中学校 83%	100%	全国学力・学習状況調査



家庭教育学級

第3章 施策

目標1-1 「生きる力」の育成

施 策	幼小中高連携教育の推進 ★
内 容	平成9年度から開始した幼小中高連携教育は、こどもたちの生きる力を育てる上での基本となり、これを推進するためには、こどもたちの学びを充実させるための授業改善が必須です。 14年間を通じて、予測不可能な未来を生き抜く力のベースとなる生きる力を育てるために、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学び^{※1}の実現に向けた授業改善を推進します。 授業改善を推進する上で、その成果を児童・生徒や教員が実感しながら取り組むことができるように、八街市小学校基礎学力調査、全国学力・学習状況調査、総合学力調査等の各種学力調査を分析するとともに、教育センター指導員や指導主事等の学校訪問による研修の充実を図ります。 また、主体的な児童・生徒を育てるためには、主体的に学び続ける教員をバックアップすることも必要です。市内小中学校の教員自らが作成した指導案や授業実践例のアーカイブ化^{※35}を行うことで、自ら学ぶ教員を支える体制を整えます。
事 業	◇主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業研究の推進 ◇連携教育の視点（生活連携、学習連携、学校・家庭・地域との連携）に基づく教育実践の推進 ◇各種学力調査の分析 ◇指導案や実践例のアーカイブ化^{※35}

施 策	教育DX ^{※36} の推進
内 容	令和2年度に始まった一人一台タブレット端末と高速ネットワークの整備による「GIGAスクール構想^{※2}」も3年を終えます。 デジタルネイティブ世代^{※37}のこどもたちにとって、ICT^{※3}機器を文房具として使いこなす能力を身に付けることは、予測不可能な未来を生きる上での前提条件であるといえます。 タブレット端末を授業に限らず、家庭学習でも活用し、自ら学ぶために活用する児童・生徒を育てます。また、文房具のように使いこなすために

	は、情報リテラシー※⁸について十分に知るだけでなく、実践できることが重要です。ネットモラル教材を活用し、情報リテラシー※⁸教育の充実を図ります。 こどもたちはデジタルネイティブ世代※³⁷ですが、指導する教員は異なります。そこで、平成29年度から配置しているICT※³支援員を引き続き配置するとともに、日進月歩で進化するデジタル教科書や教育ソフトなどを継続的に調査・研究することで、ICT※³の世界に対応した教育が推進できるように教員を支援します。
--	--

施 策	健やかな心身の育成
内 容	生涯にわたり心身ともに健康的な豊かな生活を送るため、「生きる力」を支える「基本的生活習慣の確立」を積極的に支援します。 また、学校保健では、適切に「健康診断・各種検査」を実施し、その結果に基づいた「事後措置の徹底」を図ります。学校体育では、児童・生徒の「運動能力調査等」の結果を活用して日常的な指導に生かしていきます。水泳指導については、「民間委託による指導」を実施し、泳力の向上を目指します。 さらに、「学校給食における地産地消」を推進するとともに、学校の教育活動全体での食育を通じて、八街市の将来を支える若者たちの健やかな心身を育成します。

施 策	シチズンシップ※ ³⁸ の向上に向けたキャリア教育※ ³⁹ の推進
内 容	八街市民としてのシチズンシップ※³⁸を高めるため、社会の中で他者と自発的に関わりあう意識や、それに必要な知識、スキルを身につけることを狙いとしたキャリア教育※³⁹を推進します。 まず、各学校においては、児童会・生徒会活動を通じて、人間関係形成・社会形成能力の基礎を養います。そのうえで、「職場訪問」「職業人講話」「ボランティア活動」などのキャリア形成につながる取組を通じて、職業人としての素養を培います。あわせて、地域人材や豊かな文化・自然資源を活用した「体験活動」を積極的に実施します。 特に、他人を尊重しながら、市民として社会に参画する意識を醸成するため、「八街っ子夢議会」の開催や「育て八街っ子推進事業」の充実に努めます。これらの取組を通じて、自発的に社会の課題に関わろうとする意欲的な人材を育成します。

目標1-2 多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実

施 策	不登校支援の充実 ★
内 容	不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要があります。そこで、まずはICT※³を活用した多様な教育機会の確保、教育支援センター「ナチュラル」の学習や生活サポートの機能の強化、不登校に関する専門家等によるアウトリーチ型の支援※⁴⁰、各学校における教育支援教室の充実を図ります。さらに、各学校や関係機関が出席する「長欠児童・生徒支援者担当会議」の定期的な実施や、不登校支援に力を入れている高等学校等を招聘した進路説明会「未来への扉を開こう」の開催を通じて、不登校支援の多様な考え方や、最新の情報を共有し、誰一人取り残さない学校教育の充実に努めます。
事 業	◇教育支援センター・教育支援教室の機能強化 ◇学校や専門家等によるアウトリーチ型の支援※⁴⁰ ◇長欠児童・生徒支援者担当会議 ◇進路説明会「未来への扉を開こう」

施 策	特別支援教育の拡充と充実
内 容	特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な支援を行う必要があります。そのために、特別支援教育の専門家を配置し、関係諸機関の有する専門家チームの活用を積極的に推進するなどして、特別支援教育の視点に基づく学校環境の整備や拡充に取り組みます。また、タブレット端末の活用、個に応じた教材の提供、授業のユニバーサルデザイン※⁴¹化、公的支援の充実など、多面的・多角的に支援の手を拡げていきます。

施 策	グローバル社会における人材育成
内 容	グローバル化が進む社会では、多様なバックグラウンドをもつ他者に対して自分の考えを分かりやすく伝え、相手の立場に立って価値観や文化の違いを理解することのできる社会の担い手が必要です。その基盤づくりの教育として、タブレット端末を活用した外国との交流活動、CBT 調査※42に基づく語学教育の推進、海外在住の邦人児童・生徒の体験入学の積極的な受け入れ、外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語教育の充実などの取組を通じて、八街市から世界に向けて、新しい価値を生み出すことができる人材を育成します。



インドネシア共和国チアンジュール県との交流会

施 策	誰一人取り残さない支援体制の充実
内 容	不登校支援や特別支援教育の充実に加え、様々な教育的ニーズに対し、適切に応じるため、さらに支援の手を拡げていきます。学校教育相談員によるアウトリーチ型の支援※40、『千葉県子どもと親のサポートセンター』やフリースクール※43等の関係諸機関との連携の強化、定時制高校や通信制高校・サポート校などの参加を中心に企画された進路説明会『未来への扉を開こう』の開催、各学校や教育支援センター『ナチュラル』での教育相談活動の充実などを推進します。このような取組を通じて、誰一人取り残さない支援の充実を目指します。

目標 1-3 豊かな心の育成

施 策	いじめ防止対策及び発達支持的生徒指導※ ²⁶ の推進 ★
内 容	こどもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイング※²⁵の向上を図り、人格形成の根幹を育むとともに、民主的な国家・社会の持続的な発展の基盤を形成するためには、生徒指導の機能を生かした教育活動の推進は欠かせません。生徒指導連絡協議会の充実を図ることで、幼小中高それぞれが連携してこどもを育てることができるようになります。 また、いじめは絶対に許さないという信念のもと、平成25年9月施行「いじめ防止対策推進法」に基づき定めた「八街市いじめ防止基本方針」並びに「各学校のいじめ防止基本方針」を適時見直ししながら、全職員が理解し、方針に沿った対応を迅速にとることができるよう、いじめ防止体制の整備を推進します。学校のみならず、市や県、医療機関等も含めた関係諸機関が連携を密にすることで、一人一人のこどもを大切に育てる環境を整えます。 時代の変化とともに、指導の在り方も多様に変化しています。令和4年度に改訂された生徒指導提要进行を踏まえた対応ができるように、教員研修の充実を図ります。
事 業	◇生徒指導連絡協議会の充実 ◇いじめ防止基本方針の見直しと確実な対応 ◇教員研修の充実 ◇関係諸機関との連携

施 策	道徳教育の推進
内 容	自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことは、未来を生きることもちを育成する上でとても重要です。 そのためには、各校の道徳教育を中心となって推進する道徳教育推進教師※⁴⁴の役割は重要です。道徳教育推進教師※⁴⁴会議を充実させることで、横の連携を取りながら、県の講師を招いて研修を深め、市全体の道徳教育の向上を図ります。そして、単に道徳的な文章を読み、教員の講話を聞くだけでなく、考え、議論する道徳授業が展開されるように、特別な教科としての『道徳』の時間の充実を図ります。

	また、豊かな心を育成するためには、頭で理解するだけではなく、様々なものを見聞し、多様な意見に触れることが重要であり、様々な人たちとの交流や実体験を通して、自ら考え行動する力を育成します。
--	---

施 策	人権教育の推進
内 容	自らを大切な存在として自覚し、自分とは異なる価値観を認め、他者を思いやり尊重することのできる社会人を育成するために、人権意識の向上を図ります。学校においては、様々な人権課題と真摯に向き合い考えることができるよう、人権週間などの実施を含め、人権教育の推進を図ります。また、その中でも、長期にわたって重大な悪影響を及ぼすことになる性犯罪性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないよう、生命（いのち）の教育の充実を図ります。 昨今のデジタル技術の発達により、簡単に世界中の人とオンラインでつながることができるようになり、未来を生きるこどもたちにとって、情報リテラシー※⁸は自他の幸せを考える上でとても重要です。デジタル社会において正しい情報を自分で判断し、自己の利益だけにとらわれることなく、未来にはばたくデジタルシチズンシップ※⁴⁵の醸成を図ります。 これらを推進するには、教員の人権意識をアップデートすることも重要です。他機関と連携して様々な専門家を招聘し、研修の充実を図ることで、今日的課題に適した指導ができる教員の育成に努めます。

施 策	読書活動の充実
内 容	言葉、感性、表現力、想像力、知る喜びなど、読書活動を通して生涯学習の基礎を育みます。その入り口として、学校図書館の維持増進によって、読書に慣れ親しむ児童・生徒の育成を図ります。 また、学校における読書タイムの実施、ボランティアによる読み聞かせ、移動図書館※¹⁵など、本に親しむ機会の充実を図ることで読書習慣を醸成します。

目標Ⅰ－４ 教育機会の拡充、教育施設の整備

施 策	教育助成事業
内 容	経済的な理由等で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、教育に係る費用を援助することで、児童・生徒の適正な就学を推進します。 また、安全な登下校のために市のふれあいバス等を利用する家庭への補助をはじめ、通学バスの整備について検討します。

施 策	学校教育施設の整備 ★
内 容	【幼稚園、小中学校のトイレ環境の整備】 幼稚園、小中学校校舎トイレの大便器の洋式化、床の乾式化、給排水管の更新、自動水栓化、照明のLED化^{※23}等を行い、園児・児童・生徒の衛生環境の向上と施設の長寿命化を推進します。 園児、児童、生徒が良好な幼稚園及び学校生活を過ごせるよう、国庫補助事業を活用して計画的に整備します。 【幼稚園、小中学校の照明器具のLED化^{※23}】 照明器具のLED化^{※23}については、消費電力の削減による電気代の節約、CO₂の排出抑制、施設の長寿命化、電球交換の頻度が減ることによる職員の負担軽減など、多くのメリットがあり、園児・児童・生徒の学習環境の向上と施設の長寿命化を図るため照明器具のLED化^{※23}を推進します。 園児、児童、生徒が良好な幼稚園及び学校生活を過ごせるよう、国庫補助事業を活用して計画的に整備します。 【学校給食センター施設・設備の整備】 学校給食センターの施設・設備は、経年劣化により老朽化が進行していることから、安全・安心な給食を継続して提供するため、適切な維持管理を行います。併せて、将来に渡って持続可能な学校給食の実施体制を構築するため、施設・設備の現況調査、課題の整理等を行い、給食センターの将来のあり方について検討し、方向性を示します。
事 業	◇幼稚園、小中学校のトイレ環境の整備 ◇幼稚園、小中学校の照明器具のLED化^{※23}

施 策	教材備品・一般管理備品の充実
内 容	学校教育に必要な環境を整備するため、理科教育振興備品並びに一般管理備品の整備を行います。

施 策	防犯・防災体制の整備
内 容	【危機管理マニュアルに沿った対応支援・市との連携】 安全安心な教育活動を推進するためにも、各学校の「学校安全計画」に基づく危機管理マニュアルについて、適宜更新するとともに、市との連携を密にすることで、様々な災害発生時に迅速且つ適切に対応できる体制を引き続き整備します。 また、災害発生時に児童・生徒、職員が落ち着いて対処することができるよう、年間を通して計画的に訓練を実施し、自分の命を自分で守ることができる安全教育を推進します。 【救急法講習会の実施と AED^{※46} の管理】 消防や赤十字などと連携して、各校において毎年必ず救急法講習会を実施できるよう、各校との連絡調整を密にして取り組みます。 【不審者侵入等に備えた防犯カメラの設置】 不審者侵入等に対する防犯の観点から正門・裏門・昇降口等に防犯カメラを設置し、万が一に備えて記録を保存することが必要です。文部科学省でも不審者の学校侵入防止対策を強化するため、補助事業の活用を促しており、国の補助事業の活用を踏まえて、設置に向けた検討を進めます。

目標 1-5 家庭教育力・地域教育力の向上

施 策	学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ★
内 容	地域ぐるみでこどもたちの健やかな成長を育む社会を創造するため、学校・家庭・地域が共に連携・協働を深めることにより、地域コミュニティ機能の強化を図り、社会全体でこどもたちの学びや育ちを支える仕組みの構築を推進します。
事 業	◇コミュニティ・スクール^{※20} の充実 ◇地域学校協働活動^{※21} の充実 ◇部活動の地域移行^{※47} の推進

施 策	家庭教育支援の充実
内 容	家庭教育は、こどもたちの豊かな情操を養い、基本的な生活習慣などを身につけるための基盤となるものです。家族形態の変化やライフスタイルが多様化していることから、子育てに不安を抱える家庭や保護者に対する「家庭教育指導員」による相談体制の充実を図るとともに、家庭教育支援リーフレットの配付や、家庭教育学級、家庭教育講演会の開催を通じて、家庭における教育力の向上を図ります。

施 策	安全安心な地域の実現
内 容	学校教育において最も大切なことの一つは、安全安心に学校生活を送る環境です。「行ってきます」と家を出たこどもが、元気に「ただいま」と言って帰宅できるよう、地域全体で安全安心な環境づくりに取り組む必要があります。 そこで、本市は、市 PTA 連絡協議会など関係団体との連携を強化し、「こども 110 番の家^{※22}」活動のさらなる充実を図り、こどもを守り育てる安全安心なまちづくりを推進します。 また、学校は、「自分の命は自分で守る」ことができる児童・生徒の育成のため、SPS^{※48}の考えに基づく交通安全教育や自助・共助・公助の基本となる防犯・防災教育の推進を図ります。なお、登下校の安全は、学校での指導だけで守られるものではないため、市・県・警察等が地域と一体となり、通学路交通安全プログラム^{※49}による点検や改善を今後も実施することにより安全な通学環境の実現を図ります。

施 策	青少年の健全な育成に向けた事業の充実
内 容	青少年が、自主的な活動の体験・経験などを通して、地域の大人やこどもたちと関わり、自主性や社会性を身に付け、自立した大人へと成長できる環境を整えるため、青少年相談員活動の充実や関連団体との連携を強化することにより、青少年の健全育成を推進します。

目標 2 - 1 生涯学習支援体制の充実と関係団体への活動支援

施 策	社会教育人材の養成・活躍機会の充実
内 容	社会教育に対するニーズが高まる中、地域で中心となって社会教育活動を支える社会教育主事の役割は重要となります。地域の実情に即した活動をけん引できる社会教育主事を適正に配置するとともに、活動を継続して行くために必要な人材の積極的な養成に取り組みます。
施 策	多様な学習情報の提供
内 容	生涯学習ガイド「八街市まなびいガイド」を作成し情報を発信することで、趣味や教養を培うための学びへの関心や参加意欲の高揚を図ります。 また、さわやかちば県民プラザ等が発信する情報を収集し、広く市民に提供することで、学習機会や学習内容の選択の幅を広げるとともに、学習相談体制の整備・充実を図ります。

第3部

施 策	多様な主体との連携・協働の推進 ★
内 容	社会教育委員や連合婦人会、子ども会育成会連絡協議会などの社会教育関係団体をはじめとする社会教育活動に取り組む多様な主体と連携・協働し、各種大会や研修会等の開催を通じ、社会教育に関する市民意識の高揚を図ります。
事 業	◇社会教育委員会議、社会教育関係団体等との連携 ◇社会教育振興大会の開催 ◇輝く女性の研修会の開催 ◇新春子ども会書き初め展の開催

施 策	生涯学習を支える人材の活用
内 容	人生100年時代を迎え、すべての人々が自主的・自発的に学び続けられる機会や環境の整備・充実が求められています。 地域住民の学びの場である社会教育施設において、豊かな経験により培った技能や技術を提供できる講師の登録制度をより充実させ、地域における市民の生涯学習を支える人材の活用に努めます。

目標2-2 多様なニーズに応じた学習機会の充実

施 策	中央公民館事業の充実
内 容	人生100年時代を迎え、ウェルビーイング^{※25}の実現のため、主催学習講座やこうみかん祭などのイベントを充実させ、人生の各場面で生じる社会の課題解決につながる学習環境や生涯学び、活躍できる環境の整備を図ります。 また、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会^{※50}」を実現するため、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境の整備を図ります。

施 策	図書館事業の充実 ★
内 容	地域における情報やコミュニティの拠点として市民生活に役立つ施設となるよう、従来の来館型サービスのほか、電子書籍^{※14}の提供など、非来館型サービスの充実を図り、図書館の利用を促進します。また、誰でも利用しやすい環境の整備に向け、施設の在り方などについて調査・研究します。
事 業	◇電子書籍^{※14}を含む資料の整備充実 ◇図書館ホームページ及びSNS^{※51}による情報の提供 ◇各年代に応じたおはなし会の開催 ◇各種講座や上映会、読書や図書館に親しむイベントの開催 ◇ジュニア司書^{※52}の育成及びジュニア司書・ジュニア司書マイスター^{※53}の活用 ◇学級文庫^{※54}・児童クラブ等への配本

施 策	郷土資料館事業の充実
内 容	郷土資料館では、八街の歴史を通史的に理解できる常設展示を設置し、調査研究によって新たに判明した「八街の歴史」を紹介する場として企画展示を開催します。その他、実物の石器や土器、民具・農具など歴史的資料に触れながら学習できる体験型展示や、理解を促すための映像型展示等により、見る・読む・触れる・観るなどさまざまな角度から「八街の歴史」を理解する方法を図っていきます。

	また、経年による劣化や虫損、水損などによって修復を要する収蔵資料については、適切な保存処理を講じ、永続的に保存できるよう努めます。
--	---

施 策	多様な学習機会の充実
内 容	各年齢層に応じた様々な研修会・講座の開催や、障がいの有無などに応じた個々が抱える状況に即した学習機会の充実が求められています。高齢者を対象とした「いきいきシニア学級」等の既存の事業の充実を図るとともに、いつでも・どこでも・誰でも地域で共に学び続けられる学習機会の拡充に努めます。

第3部



生きがい短期大学

目標2-3 スポーツ・スポーツレクリエーションの普及

施 策	スポーツ・スポーツレクリエーション活動の推進 ★
内 容	市民がスポーツに親しむことで健康づくり、体力づくりを推進するとともに、誰もが気軽に楽しめるスポーツレクリエーションを通して楽しく体を動かし、参加者の交流を図ることを目的にスポーツ団体と連携し、スポーツ大会等を開催します。
事 業	◇小出義雄杯八街落花生マラソン大会 ◇スポーツレクリエーション祭 ◇市民ハイキング 

施 策	社会体育関係団体への支援
内 容	市民の健康づくり、体力づくりの機会を提供するため、また、スポーツ・スポーツレクリエーションの普及のために社会体育関係団体員に研修会等への参加を促し、スポーツ指導者を育成するとともに、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の活動が円滑に行えるよう支援します。

施 策	生涯スポーツの振興
内 容	地域住民がスポーツやスポーツレクリエーションに親しむ機会を提供するために、学校体育施設を学校教育の支障のない範囲で登録団体へ開放し、生涯スポーツの振興を図ります。

施 策	運動部活動の地域移行 ^{※47} に向けた社会体育関係団体との連携
内 容	運動部活動の地域への移行 ^{※47} を推進するために、社会体育関係団体と連携して地域におけるスポーツ環境を整備するとともに、こどもたちがスポーツに親しむ環境を構築します。

目標 2-4 社会教育施設・社会体育施設の整備

施 策	中央公民館の整備
内 容	中央公民館の機能強化に向けて、社会的包摂^{※34}の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において、果たすべき役割を明確化し、地域の教育力向上を図ります。 特に、こどもの居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設等との連携を推進し、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、学習環境を整備し、機能強化を図ります。 中央公民館は、地域の防災拠点（避難所）としての役割も果たしていることから、避難所機能の充実やユニバーサルデザイン^{※41}化の推進を図ります。

施 策	図書館の整備
内 容	図書館は、老朽化した施設の改善要望も多く、トイレの洋式化や温水洗浄便座への改修、また、エレベーターの設置によるバリアフリー化^{※6}などを「八街市総合計画 2025」、「社会教育施設長寿命化計画」等の各種計画に沿って改修工事を進め、計画的に改修または効果的な整備を進めることで機能の充実を図り、快適に読書ができる環境を維持します。

施 策	郷土資料館の整備
内 容	市民から寄贈・寄託された各種の歴史的資料は「市民の共有の財産」であることから、将来に継承し永続的保存を可能とする施設の整備に努めます。 そのために、現状の仮展示や分散保管を解消し、保存と活用が可能な一元管理型の施設整備に努め、展示室、資料閲覧・撮影室、一時保管・収蔵庫等、歴史博物館に要する基本的施設を有する新たな郷土資料館の再興・構築を目指します。

施 策	社会体育施設の整備
内 容	年齢や性別を問わずに、利用者の誰もが安全かつ快適にスポーツに親しめる環境を提供するとともにスポーツ・スポーツレクリエーションの活動を支援するために社会体育施設の老朽化した設備の更新やスポーツ用具等備品の整備を行います。

目標3-1 文化芸術活動の推進

施 策	文化芸術活動の充実 ★
内 容	市の文化芸術の振興については、文化芸術活動に取り組む各団体や個々のメンバーが、日頃の活動の成果を発表する機会を通じて、「連帯感」や「達成感」を高めるとともに、日常生活においても心に潤いをもたらす事業の推進が求められています。 市民に広く文化芸術活動の重要性を理解いただくための文化芸術イベントの開催と、各団体の運営や活動に対する積極的な支援に努めます。
事 業	◇市民文化祭の開催 ◇市民音楽祭の開催 ◇文化協会への活動支援

施 策	文化芸術の振興に向けた情報提供の充実
内 容	市民が自ら文化芸術に親しむニーズが増加する中、市で取り組む文化芸術活動について、生涯学習ガイド、市ホームページ、SNS^{※51} などへの掲載や投稿など、多様な媒体を通じた周知・啓発活動に努めます。 また、文化芸術団体の立ち上げや、運営・活動支援に関する相談体制の強化を図ることで、文化芸術活動の普及推進に努めます。

施 策	文化芸術団体との連携による鑑賞の機会の充実
内 容	市民が身近な場で、絵画や、陶芸、彫刻、書道など、多様なジャンルにおける一流の芸術作品に触れる機会を設けるため、文化芸術団体や芸術家との協働による作品展等の開催を通じ、多様な文化芸術活動への関心や理解を深める取組を推進します。

施 策	文化部活動の地域移行 ^{※47} に向けた文化芸術団体との連携
内 容	将来にわたり生徒が文化芸術活動に継続して親しむことができる多様な機会を確保し、創作への興味や関心、意欲の向上を図ることを目的に、その受け皿となる地域の文化芸術団体との連携を強化し、文化部活動の地域移行^{※47}に向けた環境づくりを推進します。

目標3-2 歴史・文化の保護と継承の推進

施 策	指定文化財 ^{※31} 等の整備と適正な管理 ★
内 容	市民の貴重な財産である文化財を未来へ引継ぐため、文化財を良好な状態に保つとともに、毀損・損壊の恐れがある文化財等については、迅速に補修と保存処理を施すことで、文化財ごとに適した保存体制・保存環境を構築し、指定文化財 ^{※31} の拡充を目指します。
事 業	おまごまきのまっことめあと ◇市指定史跡「小間子牧野馬捕込跡^{※55}」の保存・整備計画の推進 ◇市指定史跡・記念物の整備 ◇無形民俗文化財^{※56}保持団体の活動支援 ◇指定・登録文化財の拡充

施 策	各種文化財調査の実施と調査成果の活用
内 容	様々な文化財に対し、適切な調査体制を確立するため、継続的な専門職員の採用・研修を進めながら、関係機関との連携を図り、市域に所在する文化財の包括的な把握と普及に努めます。

施 策	埋蔵文化財 ^{※32} の適切な保護に向けた協議等と記録保存の実施
内 容	埋蔵文化財 ^{※32} は国民共有の財産であり、埋蔵文化財 ^{※32} の包蔵地で工事等を実施する際には、事前に文化財保護法に基づく取扱いが必要となることから、開発等事業者に対し適切な指導を行います。また、損壊を受ける埋蔵文化財 ^{※32} については、記録保存の措置を取る必要があるため、教育委員会主導のもと発掘調査を実施し、その成果をまとめた報告書を刊行します。

施 策	各種媒体を活用した情報提供の実施
内 容	文化財を保存し、未来への継承を進めるためには、市民一人一人の郷土に対する深い理解と愛着を育む必要があります。そのためには、市内に所在する文化財を解説・紹介した冊子の刊行のみならず、多くの人々の目にとまるよう、新聞・TV等マスメディアやWEB ^{※57} 上でのコンテンツの作成、各種SNS ^{※51} を活用した情報発信に努めます。

目標3-3 市史編さん事業の推進

施 策	市内外に残る資・史料の継続的な所在調査と収集
内 容	『八街市史』の刊行に向けて、市内外に分布する資・史料の所在調査及び^{しっかい}悉皆調査※58を実施し、収集と整理に努めます。 また、上記の^{しっかい}悉皆調査※58では発見されなかった史料や、将来的に歴史的史料となる現用の資料など、長期的な視野で資・史料の所在調査や収集を継続的に行っていく必要があります。

施 策	八街市史に関する史料整理と調査・研究
内 容	八街市史編さん委員会の指導のもと、各時代の専門部会を設置し、『八街市史』の刊行に向けた史料の整理と調査・研究に取り組んでいきます。 収集した史料は目録データや史料のデジタル化作業などを進めながら、『八街市史』に掲載すべき史料を選定するための基礎的作業を進めていきます。あわせて、専門的な学術調査・研究を行い、『八街市史』に関する歴史・文化情報などの蓄積に努めます。

施 策	『八街市史』（資料編・通史編）及び関連図書の刊行 ★
内 容	市史編さん事業では八街市史を作成する上で、その学術的根拠を示すために、専門部会における資料調査の成果をまとめた『八街市史 資料編』を順次刊行していきます。あわせて、『八街市史 通史編』刊行に向けた資料の調査・研究に努めます。 また、市民に読みやすい『市史』に関連した図書の刊行にも努め、市の歴史的経緯や文化的特性の普及に取り組んでいきます。
事 業	◇市史関連資料の選別と^{ほんこく}翻刻※59の実施 ◇八街市史 各種資料編（近世編・近現代編・考古編）の整理・刊行 ◇八街市史 通史編刊行に向けた資料調査・研究

目標3-4 市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働事業の推進

施 策	教育委員会主催講座等の実施と拡充
内 容	市民一人一人が故郷の歴史や文化に触れ、学ぶ機会を提供することで、郷土への愛情と個々のアイデンティティを醸成し、より良い暮らし・地域づくりへとつなげるため、郷土八街に関する主催講座を実施します。そのため、様々な世代や性差、環境下での学習ニーズを把握し、講座内容の充実を図ります。

施 策	学校教育及び市民等団体への歴史・文化に関する授業・講座支援★
内 容	小学校等で実施する郷土の歴史や文化に関わる授業や市民団体・サークル等の求めに応じて実施する出前講座の中で、それぞれのニーズに合わせた講座を実施します。 また、市民等からの問い合わせ対応や、資料の閲覧・撮影への対応、郷土資料館内でのギャラリートークなどを実施することで、幅広い学習・研究ニーズに応えていきます。
事 業	◇市民団体等への出前講座の実施 ◇学校教育との連携による歴史・文化の学習の推進 ◇市民・研究機関等への資料閲覧・提供の実施

施 策	文化財保持団体やボランティアへの活動支援と協働事業の実施
内 容	文化財の所有者や保持団体に対し、文化財を保存・継承を進める上で必要な助言・サポートを行います。また、文化財ボランティアへは資質向上のために講習会等を実施するとともに、文化財整備や各種講座を協働により実施します。

目標4－1 国際交流の推進

施 策	国際交流団体との連携
内 容	児童・生徒の異文化に対する理解と認識を深めるために、学校は、異文化交流 ^{*60} の窓口として、八街市国際交流協会や八街ユネスコ協会と連携し、言語や生活・習慣等の相違を越えた心と心の触れ合いを通じて、国際社会に貢献する豊かな人材、地域社会や文化のすばらしさを再構築できる人材の育成を目指します。

施 策	友好都市との交流推進
内 容	八街市は中国の山東省濰坊市と2001年4月20日に友好協力関係を築くための覚書を締結しています。 濰坊市は、世界の風揚げの里に選ばれるなど、特に民族工芸品には歴史があり、凧、木版画の一種である年画、切り紙細工、銀の象眼、おもちゃなどは国内外にその名を知られています。 これまでも濰坊市児童が市内の小学校を訪れ、折り紙や凧作り、給食を一緒に食べるなど、対面で交流しており、また、市内の生徒と濰坊市の児童がオンラインでも交流し、友好を深めてきました。 今後も、八街日中友好協会とも連携し、濰坊市との交流事業を推進していきます。

施 策	幼少期からの外国語教育の充実
内 容	社会の急速なグローバル化の進展の中、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になってきています。市内の幼稚園行事に外国語指導助手(ALT^{*61})を派遣し、早期から本物の英語に親しむ機会をつくります。また、市内全小中学校にALT^{*61}を派遣し、児童・生徒の「聞く力」「話す力」を中心としたコミュニケーション能力の向上に努めます。国際共通語である英語の運用能力の向上は、日本の将来にとって不可欠であり、児童・生徒の将来的な可能性の広がりのためにも、八街市は英語教育のさらなる充実を目指していきます。

施 策	国際交流イベントの実施
内 容	国際交流イベントの主な目的は、異文化間の理解と尊重を促進することにあります。 市内の児童・生徒を対象としたイングリッシュキャンプ※⁶²の実施や各学校における国際交流行事の充実を図り、これらのイベントを通じて、多様性や異文化コミュニケーションの視点を学びます。 また、世界平和への意識を高めたり、新しい友情を形成する機会として、国際交流イベントの実施を積極的に推進します。

目標4-2 文化間交流の推進

施 策	世代間交流による豊かな心の育成
内 容	世代を超えた人々が、地域での文化活動や交流事業に協働で取り組むことにより、互いの理解を深め、経験値や発想力を高め合い、新たな視点に立って少子高齢化などによる地域課題を解決に結びつける活動の展開が求められています。 体験活動（たけのこの里）、子どもキラットスマイル広場など、世代間の交流を促す事業の充実・拡充に向けた取組や事業を推進します。

施 策	異文化理解による豊かな心の育成 ★
内 容	グローバル社会においては、文化や習慣の違いを乗り越え、互いに理解し合うためのコミュニケーション能力を高めていく必要があります。市民一人一人が、文化や習慣の違いを理解した上で、豊かな人間関係を培い、さまざまな分野において良好な関係の構築に向けた学習プログラムや講座を取り入れ、心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。
事 業	◇生きがい短期大学による異文化理解に向けた学習プログラムの実施 ◇異文化理解に関する公民館主催講座の開催

目標4-3 地域に根差したウェルビーイング※25の向上

施策	学校のウェルビーイングの向上 ★
内容	文部科学省第4期教育振興基本計画の2つのコンセプトは、持続可能な社会の創り手の育成と、日本社会に根差したウェルビーイング※25の向上です。幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感※27、自己実現等を調和的・一体的に育むためにも、学校教育の役割は大変大きいと考えます。 将来の予測が困難な時代に生きるこどもたちを、持続可能な社会の創り手としての意識をもった人材に育てるためには、幼少期からSDG's※63教育による意識の醸成が求められます。また、成年年齢の18歳への引き下げ、経済環境の変化など、今の時代を主体的に生き抜く力を身に付けるために、学校における主権者・消費者教育※64を推進します。 また、学校において、大切にされるべきは、こどもたちだけではなく、その指導にあたる教員もしかりです。教員が前向きにこどもたちのために注力するためには、教員の心の余裕をつくるための働き方改革※8を推進することは今や必須です。ICT※3を活用した校務支援システム※12の活用や行事等の精選により、時間外在校等を削減し、教員のウェルビーイング※25の向上を図ります。
事業	◇SDG's※63教育の推進 ◇主権者・消費者教育※64の推進 ◇学校における働き方改革※8の推進

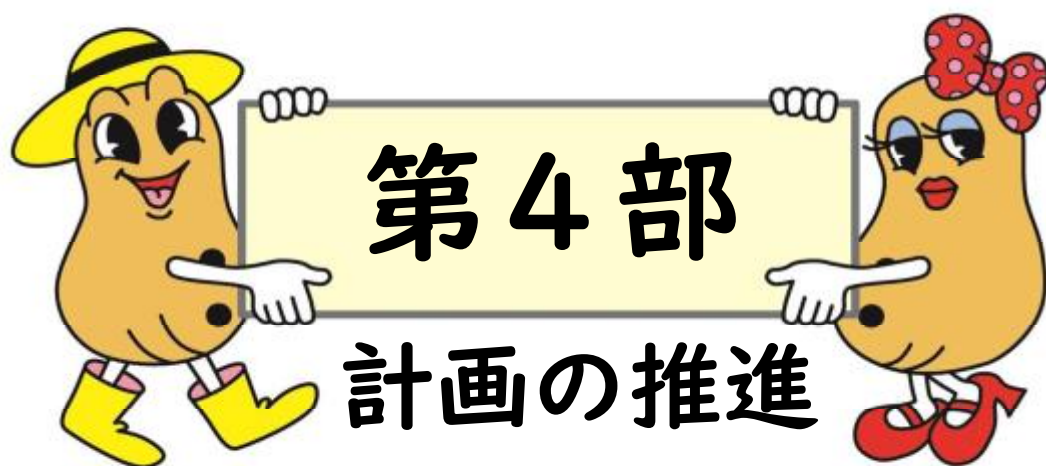
施策	家庭のウェルビーイング※25の向上
内容	こどもから大人まで市民一人一人が将来にわたって幸せや生きがいを感じることができ、家庭や地域、世代を超えて幸福が循環する社会の実現が求められています。 こどもが家庭の中で健やかに育ち成長していくためには、親自身が安心して子育てができる環境づくりが必要となることから、家庭での教育の参考となるリーフレットの配付や家庭教育学級などを通じ、家庭のウェルビーイング※25の向上を推進します。

施 策	地域のウェルビーイング※25 の向上
内 容	こどもから大人まで市民一人一人が将来にわたって幸せや生きがいを感じることができ、家庭や地域、世代を超えて幸福が循環する社会の実現が求められています。 地域での「かかわり」や「つながり」の中で、人は日常生活の中で安心感を得ることができます。保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクール※20 や地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動※21 を通じ、地域のウェルビーイング※25 の向上を推進します。

施 策	社会のウェルビーイング※25 の向上
内 容	こどもから大人まで市民一人一人が将来にわたって幸せや生きがいを感じることができ、家庭や地域、世代を超えて幸福が循環する社会の実現が求められています。 社会の好循環を生み出すため、個々の「幸福感」や「自己肯定感※27」を高めるための市民に向けた講演会の開催や、社会に見守られている安心感を与えられるような地域と連携した活動を通じ、社会のウェルビーイング※25 の向上を推進します。



朝陽小学校及び八街北中学校の児童・生徒による合同あいさつ運動



第1章 推進体制

本計画をより実効性のあるものとするためには、市長部局をはじめ、国、千葉県、学校、家庭、地域、企業、団体などと連携・協働していくことが必要です。そして、それらの関係機関等との連携・協働を強化するためには、教育委員会委員が学校現場や教育関連施設を視察し、現状を把握することが重要となります。

教育委員会委員の活動を通して客観的に教育施策の点検・評価を行い、改善点などを洗い出すことで、関係機関等との連携・協働につなげ、あわせて、それらの活動を積極的に発信します。

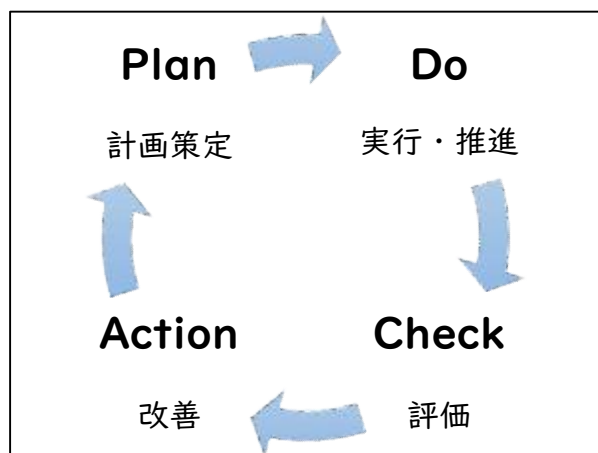
第2章 進捗管理

本計画の各事業を効果的かつ確実に推進するためには、定期的に進捗状況や効果などの進捗管理を行う必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」の中で、本計画で示した施策や事業の進捗管理を実施します。

第3章 評価

本計画に掲げた各施策の実施状況を進捗管理するため、次のとおり指標を設定し、PDCAサイクルのフレームワークに基づき、それぞれの施策や事業の課題を分析し、取組の改善を図ります。



目標		指標	現状値	目標値	掲載ページ
1-1	「生きる力」の育成	課題解決に向けて自分で考え自分から取り組む児童・生徒の割合	小学校75% 中学校80%	85%以上	33～34
		児童・生徒のICT活用を指導する能力のある教師の割合	小学校75% 中学校77%	85%以上	
1-2	多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実	不登校児童・生徒のうち学校内外の専門機関（学級担任を除く）で相談・指導等を受けている割合	小学校56.2% 中学校37.1%	100%	35～36
		外国人児童・生徒に対して、PC・タブレットなどのICT機器を用いて学習活動等の支援を週1回以上行った学校の割合	小学校62.5% 中学校75.0%	100%	
1-3	豊かな心の育成	生徒指導アンケートにおける自己肯定感評価	74%	85%	37～38
1-4	教育機会の拡充、教育施設の整備	トイレを改修した学校数（幼稚園含む）	6校	14校	39～40
		照明をLED化した学校数（幼稚園含む）	3校	14校	
1-5	家庭教育力・地域教育力の向上	学校は、保護者や地域の力を学校運営に生かしていると思う保護者の割合	※	※	40～41
2-1	生涯学習支援体制の充実と関係団体への活動支援	社会教育振興大会の参加・観覧者数	283人	600人	42
2-2	多様なニーズに応じた学習機会の充実	人口1人あたりの図書の貸し出し冊数	3.36冊／人	4.46冊／人	43～44
2-3	スポーツ・スポーツレクリエーションの普及	参加者数	1,683人	1,850人	45
2-4	社会教育施設・社会体育施設の整備	施設利用者数	498,300人	548,100人	46
3-1	文化芸術活動の推進	八街市民文化祭の参加・観覧者数	2,328人	2,700人	47
3-2	歴史・文化の保護と継承の推進	文化財の指定等件数	22件	24件	48
3-3	市史編さん事業の推進	八街市史の刊行巻数	2巻	4巻	49
3-4	市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働事業の推進	各種講座の実施件数	27回／年	30回／年	50
4-1	国際交流の推進	外国との交流に興味関心を持つ児童・生徒の割合	小学校64.4% 中学校68.6%	80%	51～52
4-2	文化間交流の推進	自分と異なる価値観への理解が深まったと感じた人の割合	61%	100%	52
4-3	地域に根差したウェルビーイングの向上	普段の生活の中で幸せを実感した児童・生徒の割合	小学校86% 中学校83%	100%	53～54

※目標1-5の現状値及び目標値については、令和6年度末に学校評価アンケートの調査結果を集計し設定します。



第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、八街市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、学校教育関係者及び専門家等の意見を反映させるため、八街市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 市PTA関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、教育部教育総務課長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

第2期八街市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
山本 愛生	学校教育関係者	八街市校長会 会長
黒尾 直	//	八街市教頭会 会長
麻野 英夫 ○	社会教育関係者	八街市社会教育委員会議 議長
小山 直樹	市 PTA 関係者	八街市 PTA 連絡協議会 会長
細川 かおり	学識経験者	千葉大学 教育学部 教授
百瀬 明宏 ◎	//	秀明大学 学校教師学部 教授
飯田 英二	その他教育長が特に必要 があると認める者	八街市 総務部 企画政策課長
鈴木 利久	//	八街市 健康子ども部 子育て支援課長

※氏名欄の◎委員長 ○副委員長



会議の様子

第2期八街市教育振興基本計画策定本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市教育振興基本計画策定本部の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、八街市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の原案を策定するため、八街市教育振興基本計画策定本部(以下「策定本部」という。)を教育委員会に設置する。

(組織)

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 策定本部に本部長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、策定本部の会議を招集し、その議長となる。

4 本部長に事故あるときは、教育部教育総務課長の職にある者がその職務を代理する。

(策定本部の任務)

第4条 策定本部は、次条に規定する八街市教育振興基本計画策定本部作業部会(以下「作業部会」という。)から提出された素案を基に、計画案を策定するものとする。

2 前項において策定した計画案は、教育委員会に提出するものとする。

3 策定本部において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部の下に作業部会を設置し、別表第2に掲げる各所属から選出された者をもって組織する。

2 作業部会に会長を置き、教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(作業部会の任務)

第6条 作業部会は、計画の策定に関する調査及び検討を行い、素案を策定するものとする。

2 前項において策定した素案は、策定本部に提出するものとする。

(庶務)

第7条 策定本部及び作業部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表Ⅰ（第3条第Ⅰ項）

（策定本部）

策定本部	所属	職
本部長	教育部	部長
本部員	教育部 教育総務課	課長
本部員	教育部 学校教育課	課長
本部員	教育部 社会教育課	課長
本部員	教育部 スポーツ振興課	課長
本部員	教育部 中央公民館	館長
本部員	教育部 図書館	館長
本部員	教育部 学校給食センター	所長
本部員	教育部 スポーツプラザ	所長
本部員	教育部 郷土資料館	館長

別表第2（第5条第Ⅰ項）

（作業部会）

作業部会	所属	職
会長	教育部 教育総務課	課長
会員	教育部 教育総務課	総務係長
会員	教育部 教育総務課	施設係長
会員	教育部 学校教育課	指導主事
会員	教育部 学校教育課	学務係長
会員	教育部 社会教育課	社会教育推進係長
会員	教育部 社会教育課	文化財係長
会員	教育部 スポーツ振興課	振興係長
会員	教育部 中央公民館	管理事業係長
会員	教育部 図書館	管理係長
会員	教育部 図書館	奉仕係長
会員	教育部 学校給食センター	管理係長
会員	教育部 スポーツプラザ	管理係長
会員	教育部 郷土資料館	主査
会員	教育部 学校教育課 教育センター	所長
会員	教育部 学校教育課 教育支援センター	所長

計画策定の経過

日 程		行 程
令和6年	5月17日（金）	第1回 八街市教育振興基本計画策定委員会 ----- 現行計画の振返り、次期計画策定に向けた論点整理
	8月 5日（月）	第2回 八街市教育振興基本計画策定委員会 ----- 計画（素案）の修正案について検討
	8月22日（木）	令和6年第8回八街市教育委員会会議（定例会） ----- 計画（素案）について説明
	10月21日（月）	第3回 八街市教育振興基本計画策定委員会 ----- 計画（案）の検討
	11月19日（火）	令和6年第11回八街市教育委員会会議（定例会） ----- 計画（案）について説明
	12月上旬	令和6年12月市議会（全員協議会） ----- 計画（案）について説明
	12月上旬～1月上旬	パブリックコメントの実施
令和7年	1月16日（木）	令和6年度第2回八街市総合教育会議
	1月23日（木）	令和7年第1回八街市教育委員会会議（定例会） ----- 計画（最終案）について議決
	2月～3月	令和7年3月議会（全員協議会） ----- 計画の策定について報告

用語解説

※	用 語	解 説
1	主体的・対話的で深い学び	生徒が自ら学び、他者と対話しながら考えを深める学習アプローチのこと。
2	GIGA（ギガ）スクール構想	「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、すべての児童・生徒に1人1台の端末と高速インターネット環境を提供し、ICTを活用した教育を推進する構想のこと。
3	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、パソコンやスマートフォンを使って、情報（例えばメールや写真など）を送受信する情報通信技術。
4	八街市教育創生『MOTE（モテ）』	令和元年度に令和時代の新しい八街の教育の推進のために提案したもの。「学びのモデルチェンジ」「グローバル人材の育成」「心地よい生活・学校環境」「教育効果を高める業務改善」の4本の柱からなる。 「MOTE」は、「Make Our Tomorrow's Education（次代の教育を創る）」の頭文字をとった造語で、「八街で育ち、10年外で成長し、八街にもどって活躍できる「モテる」人材を育てる」という意味が込められている。
5	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	学校における問題行動や不登校といった生徒指導上の課題について実態を把握するため、文部科学省が定期的実施する調査のこと。
6	バリアフリー化	高齢者や障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
7	無線LAN（ラン）	ケーブルを使わずに電波を使ってパソコンやスマートフォンをネットワークに繋げる方法のこと。
8	情報リテラシー	情報を効果的に検索、評価、利用する能力。
9	生成AI	生成AI（Artificial Intelligence）とは、学習したデータをもとに、全く新しいものを生み出すことができる人工知能のことである。従来のAIは、与えられたデータからパターンを学習し、そのパターンに当てはまるものを識別する「分類」が得意だったが、生成AIは、文章・画像・音楽などを生成することができる。 大量のデータ（テキスト、画像、音声など）を学習し、そのデータから特徴を抽出してモデルを作成、そのモデルを使って、新しいデータ（文章、画像、音楽など）を生成することができ、様々な分野での活用が期待されている。
10	端末制御	1人1台端末などのパソコンを安全に使用するために、本人以外は使えないようにしたり、インターネットの接続の制限をしたりすること。
11	校務支援システム	成績・出欠・行事の計画・書類の作成などを市内で共有することができるシステム。
12	フルクラウド化	現在の物理的サーバーにデータ等を保管するのではなく、インターネット上の保管場所に保存すること。
13	（学校における）働き方改革	教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、こどもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにする施策。
14	電子書籍	紙の本をパソコンやタブレット、スマートフォンで閲覧できるようにデータ化した本のこと。
15	移動図書館	図書館資料と職員を自動車に載せ、市立図書館から離れている地域を対象に図書館サービスを提供する事業。
16	図書館満足度調査	市民及び利用者が現状の図書館サービスにどの程度満足しているか、またどのようなサービスを望んでいるかを的確に把握するためのアンケート調査。
17	レファレンスサービス	図書館利用者が求める学習や研究、調査などのために、必要な資料や情報を図書館機能を活用して検索し、提供するサービス。
18	視聴覚資料	CDやDVDなどのこと。
19	電子図書館	実際に図書館に来館しなくても、インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォンから電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス。
20	コミュニティ・スクール	学校と地域が一体となり、こどもたちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりに向け進めていくもの。保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する仕組み。学校運営協議会を設置した学校。

用語解説

※	用 語	解 説
21	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
22	子ども110番の家	地域全体が協力して子どもたちを守り育てることを目的とする活動。PTAが主体となり、地域の家庭や店舗等の協力を得て目印となるプレートを掲げ、子どもたちが登下校中や校外で、犯罪や危険なことに巻き込まれそうな時に、助けを求めてかけ込むことができる仕組み。
23	LED化	省エネやコスト削減を目的として、照明を従来の蛍光灯や白熱電球からエネルギー効率が高く長寿命なLED（発光ダイオード）に切り替えること。
24	VUCAの時代	「VUCA」は、現代社会が置かれている状況を表す言葉で、「Volatile（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字をとった造語。
25	ウェルビーイング	心身の健康だけでなく、幸福感や充実感、生活の質を含む広範な概念。個人の健康、社会的な関係、経済的安定、精神的な満足などが相互に関連し、全体的な幸福や生活の質を高めることを目指す。
26	発達支持的生徒指導	特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。
27	自己肯定感	自分の強みや弱みを受け入れ、自分自身を価値ある存在と認識し、自分に対して肯定的な考えを持つことができる能力。
28	八街市子どもの読書活動推進計画	こどもの読書活動の推進に関する法律を受け策定した、こどもの読書活動の推進に係る各種施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。令和6年3月に第2次計画を施行。
29	千葉県公共図書館協会	県内の図書館活動の振興を図り、房総文化の進展に寄与することを目的として活動している県立を含め、市立、町立図書館が加盟する組織。
30	千葉県の図書館	千葉県公共図書館協会が監修する千葉県公共図書館協会の加盟館についての統計書。1959年から刊行。
31	指定文化財	国や地方自治体において歴史的・文化的に重要な文化財として、その保護を目的に指定・選定されたもの。国においては国宝重要文化財、県においては県指定文化財、市においては市指定文化財と称される。
32	埋蔵文化財	埋蔵文化財は土地に埋蔵されている文化財（おもに遺跡）のこと。埋蔵文化財を包蔵する土地で工事等を行う場合は、事前に文化財保護法の手続きが必要。
33	グローバル人材	国境を越えて活躍できる人材のこと。単に英語が話せるだけでなく、異文化理解能力、多様な価値観への適応力、そして国際的な視野を持ち、世界で活躍できる人材のこと。
34	社会的包摂	誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと。
35	アーカイブ化	今後必要になる可能性があるデータや情報をなくさないように整理して保管すること。各学校等にある情報を、デジタルデータにして保存し、市内どこの学校でもデータを確認できるようにするなど、効果的な活用を図ることができる。
36	教育DX	データやデジタル技術を活用し教育を行うことで、教育の在り方や教育の手法などに変革をもたらすこと。
37	デジタルネイティブ世代	幼少期からデジタル技術に慣れ親しんで育ち、コンピューターやスマートフォンなどを自然に使いこなすことができる世代のこと。
38	シチズンシップ	社会の一員としての責任や権利を理解し、積極的に関わる姿勢や行動。民主主義社会における市民としての意識のこと。
39	キャリア教育	児童生徒が将来の職業選択やキャリア形成に必要な知識、スキル、態度を育成する教育のこと。
40	アウトリーチ型支援	支援を必要とする家庭や保護者に対し、直接的に働きかけ、情報提供や支援を行う活動のこと。
41	ユニバーサルデザイン	年齢や能力の如何にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのこと。

用語解説

※	用 語	解 説
42	CBT調査	「Computer Based Testing」の略でコンピュータを使用して行う試験や評価のこと。
43	フリースクール	伝統的な学校制度に代わり、自由な学びの場を提供する施設のこと。生徒が自主的に個々の興味やペースに合わせて学習を行うことができる。
44	道徳教育推進教師	各学校において、道徳教育を推進するため中心となって活動する教師のこと。道徳教育の計画作成、先生方のサポート、情報の収集などを行う。
45	デジタルシチズンシップ	インターネットやSNSなどのデジタル技術を安全かつ適切に利用し、デジタル社会の一員として責任ある行動をとるための知識やスキルなどを備えて社会に関わろうとする姿勢のこと。
46	AED	心停止状態の人に電気ショックを与えて心臓の正常なリズムを回復させる装置。
47	部活動の地域移行	これまで学校で行われてきた部活動を、地域に移管し、地域団体やスポーツクラブなどが主体となって運営していく取組のこと。少子化による部活動数の減少、生徒の多様なニーズへの対応、教員の負担軽減、地域との連携強化などを目的に実施される。千葉県としては、令和5年度から7年度までを改革推進期間と位置づけている。
48	SPS	「Safety Promotion School」の略で、学校内の安全を促進する取組のこと。
49	通学路交通安全プログラム	児童生徒の通学路における交通事故を防ぐため、学校・地域・警察が連携し、危険箇所の点検や安全教育、交通ルールの徹底を通じて、安全な通学環境を整える取組のこと。
50	地域共生社会	地域の多様性を尊重し、異なる背景を持つ人々が共に暮らし、互いに支え合う社会。
51	SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上でいろいろな人とつながり、情報や意見を共有したり、交流したりすることができるサービスのこと。
52	ジュニア司書	読書の面白さや素晴らしさを学校や家庭に広める読書リーダーとなるために、司書としての知識や技術をジュニア司書養成講座で学んだ中学生。
53	ジュニア司書マイスター	ジュニア司書としての活動を修了し、より専門的に八街市立図書館の活動に携わるメンバー。
54	学級文庫	生徒・児童の読書習慣の確立と促進のために、学校の各教室に備えられた本。
55	小間子牧野馬捕込跡	江戸時代、八街南部に所在した小間子牧という野馬の放牧地（牧）において、野馬を追い込んで捕獲・選別するための土手に囲われた施設跡で、公園として整備・公開されている県内唯一の市指定史跡。
56	無形民俗文化財	人々の日常生活から生まれ、継承されてきた民俗芸能・風俗慣習等、無形の文化的所産及びその保持者。これらに用いられる衣服・器具等は有形の民俗文化財。八街市指定の無形民俗文化財は文違麦つき踊保存会・榎戸獅子舞保存会。
57	WEB（ウェブ）	インターネット上のさまざまな情報を関連づけ、結びつけるシステム
58	悉皆調査	対象となるものを全て調べる調査のこと。
59	翻刻	古文書にかかれた「くずし字」を解読するため、活字へ変換すること。
60	異文化交流	様々な文化背景を持つ人同士が他文化について意見を交換し、価値観の違いについて知り、交流を深めていく取組。
61	ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、主に英語教育を支援するために学校に派遣される教師のこと。
62	イングリッシュキャンプ	英語を学ぶため、ゲームやアクティビティなどを通じて実践的な英語力を養う合宿やキャンプのこと。
63	SDG's（エスディー・ジーズ）	「Sustainable Development Goals」の略で、国連が定めた2030年までの持続可能な開発目標。17の目標と169のターゲットから成り、貧困の撲滅、教育の質の向上、気候変動対策など、地球規模での持続可能な発展を目指す。
64	主権者教育・消費者教育	市民としての権利や責任、また消費者としての知識とスキルを身につける教育。主権者教育は政治や社会に対する理解と参与を促進し、消費者教育は商品の選択やサービスの利用に関する判断力を育てる。

教育振興基本計画（国）

教育振興基本計画（千葉県）

第5部

第 2 期八街市教育振興基本計画
令和 7 年 3 月発行

編集 八街市 教育委員会 教育部 教育総務課
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ 35 番地 29
T E L : 043-443-1442 (直通)
E-mail : kyouosou@city.yachimata.lg.jp